

平成 28 年度第 1 回岩手県森林審議会林地保全部会

日 時 : 平成 28 年 6 月 13 日 (月)
13 : 30 ~ 15 : 30

場 所 : 住田町役場庁舎 町民ホール

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

10ha 未満の林地開発許可 (平成 27 年 12 月 11 日 ~ 平成 28 年 6 月 12 日) について

【資料 NO 1】

4 審議事項

下記の林地開発許可申請について

(1) 九戸郡洋野町有家地内、工場・事業場の設置 (太陽光発電所建設) の許可申請

【資料 NO 2】

(2) 気仙郡住田町上有住字平沢地内、土石の採掘の変更許可申請

【資料 NO 3】

(3) 奥州市江刺区田原字横懸地内、土石の採掘の変更許可申請

【資料 NO 4】

5 閉 会

【 報 告 事 項 】

10ha 未満の林地開発許可（平成 27 年 12 月 11 日～平成 28 年 6 月 12 日）

について

岩手県森林審議会林地保全部会

平成 28 年 6 月 13 日

1 森林審議会の意見聴取を要しない案件について

審議会の意見聴取を要しない案件（参考参照）について許可を行った場合は、「森林審議会における林地開発許可の意見を聴取する基準（平成3年9月20日制定）」に基づき、許可の概要等を許可後に開催される森林審議会に報告することとされている。

前回報告した平成27年12月11日開催の森林審議会後の開発行為に係る許可状況は、工場・事業場の造成3件となっている。

10ヘクタール未満の林地開発許可一覧表

(平成27年12月11日から平成28年6月12日まで)

開発行為の目的	件数（件）	許可面積（ha）	摘 要
工場・事業場の設置	3	12.8090	太陽光発電施設関連
合 計	3	12.8090	

【 審 議 事 項 】

九戸郡洋野町有家地内の工場・事業場(太陽光発電所建設)に係る林地開発許可について

岩手県森林審議会林地保全部会
平成 28 年 6 月 13 日

1 開発計画の概要

(1) 申請概要

申請者	住所 氏名	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 ORソーラー・サーティーン合同会社				
申請場所	九戸郡洋野町有家第9地割字黒坂107-1ほか6筆					
申請の目的	工場・事業場の設置（太陽光発電所建設）					
計画期間	許可日から平成29年6月30日					
事業費	1,300,000千円					
申請面積	単位：h a					
	区分	事業区域 面積	森 林 面 積 の 内 訳			その他の面積 (5条森林外)
			開発面積	残置面積	造成森林	
今回申請	49.5209	35.3670	10.5865	3.5674	49.5209	0.0000

(2) 事業計画の概要

本件開発行為は、太陽光発電施設（メガソーラー施設）の建設を目的とし、開発面積は約35ha、事業区域は約50ha、規模は約24MWを計画している。（1MW=1000KW）

当該発電施設で発電した電力は、平成24年7月に創設された再生可能エネルギー固定価格買取制度によって、国が定めた価格（1KWh当たり税抜36円）で電気事業者（東北電力（株））に20年間売電する計画である。

なお、当該開発行為の申請者は、平成26年3月17日に経済産業省から当該太陽光発電設備の認定を受けている。また、平成26年6月9日に東北電力（株）から系統連携承諾書を受領しているところである。（※売電開始予定年月日：平成29年12月末）

2 申請地の現況

<p>地形及び林況</p>	<p>申請地は、洋野町種市庁舎より南方約 11km に位置しており、標高が 151m～177m、傾斜は 0°～5° でほぼ丘陵地となっている。</p> <p>地質は完新世の降下テフラ（火山岩類）、中期更新世の高位段丘堆積物（堆積岩類）、白亜紀前期の花崗閃緑岩（北上花崗岩類）であり、表土はローム層、礫混じり砂質土、一部粘性土で構成されている。</p> <p>申請開発区域内の林況は、その他広葉樹（12～67 年生）が全体の約 85%、次いでアカマツ（14～62 年生）が約 10%、スギ（33～37 年生）が約 4%、カラマツ（28～59 年生）が約 1%となっていたが、平成 24 年度及び 26 年度に「伐採及び伐採後の造林の届出書」が提出されており、現在は区域内の大部分が伐採跡地となっている。</p> <p>また、当区域は岩手県自然環境保全指針によると、保全区分が A～E の 5 段階区分の「C」と評価されており、二次的自然環境の中でも比較的自然度が高いと判断される植生を含む地域とされている。</p>
<p>周辺の自然・地物の状況</p>	<p>事業区域の南側に洋野町管理の水路があり、2 級河川有家川へ流れ込んでいる。また、区域内には 6 本の沢が南流している。</p> <p>事業区域の下流域には、人家が点在しているが、事業区域の周囲は森林となっている。</p>
<p>周辺地域の施設等の状況</p>	<p>事業区域は町道有家権谷線、有家浄水場線、黒坂 2 号線に隣接し、南東側に赤線が介在している。</p> <p>事業区域から半径 500m の範囲内に家屋はない。北東側に畑、南側にポンプ場、北側に中野浄水場がある。</p> <p>南側に畜舎があったが撤去され、現在は草地化している。</p> <p>北側の隣接地に平成 24 年 11 月に林地開発許可を受けた太陽光発電施設（4.3ha）がある。</p>

3 開発計画及び審査結果

(1) 災害の発生に関する審査

<p>許可基準</p>	<p>土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。</p> <p>※運用基準</p> <p>(1) 土砂流出、崩壊対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排水施設は、10年確率で想定される雨量強度の流出量の1.2倍以上の流下能力を確保すること。 ・ 土砂流入量の1.2倍以上の土砂貯留容量を確保すること <p>(2) 切土、盛土及び残土の安定対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 切土：勾配 51~40° (1:0.8~1.2) 以下 (砂質土) 高さ 5 m ないし 10m 毎に水平幅 1 m 以上の小段を設置 ・ 盛土：勾配 29° (1:1.5) 以下 (砂質土) 高さ 5 m 毎に水平幅 1.0m 以上の小段を設置 ・ 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置が講ぜられること
<p>開発計画</p>	<p>(1) 土砂流出、崩壊対策</p> <p>排水施設は、10年確率で想定される流出量の1.20倍以上の流下能力を有する構造としており、適切に洪水調整池兼沈砂池まで導く計画である。</p> <p>また、洪水調整池兼沈砂池は、開発地から流出する土砂の1.22倍以上の土砂貯留能力を有する構造としており、外部への土砂流出を防ぐ計画である。</p> <p>(2) 切土、盛土及び残土の安定</p> <p>切取法勾配は 40° (1:1.2) 以下とし、雨水等による浸食を防ぐため種子吹付による法面保護工を施工する計画である。</p> <p>調整池堰堤部は 22° (1:2.5)~18° (1:3.0) としている。</p> <p>1、4工区の洪水調整池堰堤 (内側) と 3工区の造成面、洪水調整池間に擁壁を設置する計画となっている。</p> <p>盛土法勾配は 34° (1:1.5) 以下とし、雨水等による浸食を防ぐため種子吹付による法面保護工を施工する計画である。</p> <p>調整池堰堤部は 22° (1:2.5)~18° (1:3.0) としており、一部を防水シートで保護する計画である。</p> <p>1、4工区の洪水調整池堰堤 (内側) と 3工区の造成面、洪水調整池間に擁壁を設置する計画となっている。</p>
<p>開発計画</p>	<p>土の移動に関しては、事業区域内にて調整を行い、不足土は購入予定である。区域外への残土処理は発生しない。</p>
<p>審査結果</p>	<p>開発計画は、上記の許可基準を満たしている。</p>

(2) 水害の発生に関する審査

許可基準	<p>土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から森林の有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させるおそれがないこと。</p> <p>※運用基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発地下流において、増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。 洪水調整池からの放流量を下流の許容放流量以下とすること。 洪水調整必要容量以上の容量を確保すること。
開発計画	<p>水害対策</p> <p>開発地から、濁水が流出しないよう、沈砂池兼洪水調整池を設置し30年確率の降雨を全て場内に貯留する計画である。</p>
審査結果	<p>開発計画は、上記の許可基準を満たしている。</p>

洪水調整池必要容量対照表

調整池名	必要容量	大小	設置容量	安全率
1、2工区調整池	26,709m ³	<	30,065.7m ³	1.13
3工区調整池	10,604m ³	<	10,817.6m ³	1.02
4工区調整池	17,957m ³	<	18,168.1m ³	1.01

(3) 水の確保の著しい支障に関する審査

許可基準	防災施設の設置計画の内容等から水源の涵養機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
開発計画	水量確保、水質悪化対策 雨水を放流する際は、混入している土砂を沈砂池兼洪水調整池で沈降させ たうえで放流する計画である。
審査結果	開発計画は、上記の許可基準を満たしている。

(4) 環境の著しい悪化に関する審査

許可基準	<p>森林によって確保されてきた環境の保全の機能は森林以外のものによって代替されることが困難であることが多いことにかんがみ、開発行為の目的、態様等に応じて残置管理する森林の割合等からみて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。</p> <p>※運用基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林率(残置森林及び造成森林)おおむね 25%以上 <p>① 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20ha 以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林を配置すること。</p> <p>② 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20ha 以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林を配置すること。</p>
開発計画	<p>森林の残置、騒音・粉じん等の緩和、景観の維持対策</p> <p>森林率は 29.9%の計画である。</p> <p>開発行為に係る 1 箇所当たりの面積は 19.37ha 以下であり、その間に幅おおむね 30m以上の残置森林を配置する計画である。</p> <p>開発区域の周辺に幅おおむね 30m以上の残置森林、造成森林を配置する計画となっている。</p> <p>造成森林は樹高 1 mのコナラを 2.2m間隔で、ha 当たり 2,000 本植栽する計画である。</p>
審査結果	<p>開発計画は、上記の許可基準を満たしている。</p>

1 箇所当たりの開発面積

工区名	開発行為に係る 森林面積
1 工区	12.72ha
2 工区	2.61ha
3 工区	4.99ha
4 工区	15.05ha

4 一般的事項

土地 使用 の 権 利 等	開発行為に係る森林	開発行為に係る森林、残置森林、造成森林の全8筆について、土地使用に係る同意書を得ている。
	残置森林又は造成森林	
	その他	—
資金計画	<p>全体の事業費は1,300,000千円を見込んでおり、資金は全額コミットメントライン方式により賄う計画として、当該費用に係る契約書を受領している。</p> <p>なお、事業費のうち林地開発（土地造成）費用は、923,000千円を見込んでいる。</p>	
他法令等との調整	<p>土地売買等の契約に係る届出（国土利用計画法第23条第1項）</p> <p>※平成27年1月29日付け環保第1-180号により不勧告通知</p>	
市町村長の意見	意見はP9のとおり。	
関係機関の意見	意見聴取機関	<p>県庁環境保全課、自然保護課</p> <p>県北広域振興局農政部</p> <p>県北広域振興局土木部</p> <p>県北広域振興局保健福祉環境部環境衛生課</p> <p>洋野町教育委員会</p>
	意見	意見はP9～10のとおり。
その他	<p>1 当該事業区域の隣接地権者及び、有家部落会（周辺自治会）から、事業実施に係る同意書を取得済。</p> <p>2 岩手県自然環境保全指針に配慮し、造成森林にはコナラを植栽する計画。</p> <p>3 事業地への進入、工事用車両通行のため進入路を6か所設ける。町道有家権谷線に接道するため、管理者である洋野町から同意書を取得済み。</p> <p>4 開発に伴う洋野町との協定書は、P11～14のとおり。</p>	

別紙

意見聴取先	開発規制法等	意見
洋野町長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	特に意見なし。
	開発協定等との関連	H27. 8. 3付 公害防止協定締結 H27. 8. 4付 残置森林等の管理に関する協定締結 H27. 8. 13付 河川放流同意
	市町村における地域開発構想等との関連	特に意見なし。
	地域住民の意向との関連	特に意見なし。
	その他	特に意見なし。
岩手県庁 環境保全課	国土利用計画法	<p>今回協議のあった土地については、管理者の同意により開発行為が進められるものであり、土地に関する権利の移転が生じていないことから、国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の対象となりません。</p> <p>なお、今後、一定規模以上の土地を売買等により取得する場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要となります。（届出窓口…洋野町企画課）</p> <p>参考事項： 申請のあった土地は、岩手県土地利用計画上、農業地域、森林地域に属します。 届出が必要な面積は、以下のとおりとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域：2,000㎡ ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上 ・その他の区域：10,000㎡以上
岩手県庁 自然保護課	自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例	<p>鳥獣保護区内であるが、特段の許可又は届出は必要ない。ただし、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼさないよう配慮すること。</p> <p>参考事項： ○岩手県自然環境保全指針 開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がCと評価されているので、事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、積極的な保全に努めること。</p> <p>○岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 開発行為地内に希少野生動植物が生息・生育している可能性があることから、十分な調査を行うとともに、生息・生育が確認された場合は、適切な保護・保全措置を講じてほしい。</p>
県北広域 振興局 農政部	農業振興地域整備の整備に関する法律	意見なし。
	農地法	意見なし。
		<p>参考事項 今回申請となる土地は、農用地区域外の山林原野であるため、農振法の規制の対象外である。また、現況地目は山林原野及び雑種地であるため、農地法の規制の対象外である。</p>

意見聴取先	開発規制法等	意見
県北広域 振興局 土木部	景観法	景観法に基づく届出を適切に行うこと。 参考事項 ・道路への汚損防止対策を講じること。 ・河川への濁水流出防止対策を講じること。
県北広域 振興局 保健福祉 環境部	土壌汚染対策法	法第4条第1項に基づき、盛土及び掘削工事の面積合計が3,000㎡以上となる工事は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届出が必要であること。
洋野町 教育委員会	文化財保護法	平成27年5月12日に埋蔵文化財確認試掘調査を終了しております。 埋蔵文化財は確認されませんでしたので、開発に着手しても構いません。 ただし、万が一工事中に遺構、遺物等を確認しましたら、工事を中止して、洋野町教育委員会まで届け出るようご指導方よろしく申し上げます。 参考事項 特になし。

別紙1（許可要領様式第8号－1 関連）

許 可 条 件

以下の条件に従って開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがある。

- 1 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- 2 調整池、沈砂池及び水路等の防災施設の設置を先行して行い、開発行為は下流に対する安全を確認したうえで行うこと。
- 3 許可した区域を越えて開発することのないように、開発行為に係る森林区域等をポール等により位置を明確にし、県の担当職員の確認を受けたうえで開発行為に着手すること。
- 4 開発行為の施行中において災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに、所轄広域振興局長に届け出ること。
- 5 県の担当職員が開発行為の施行状況に関する調査及び施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 6 施行状況について、毎年5月末日現在の進捗状況をそれぞれ6月10日までに所轄広域振興局長等に報告すること。
- 7 許可した開発計画の内容を変更する場合において、①開発行為に係る森林面積を20パーセント以上又は1ヘクタール以上増加させようとする場合、②林地開発許可技術基準に記載の残置森林率又は森林率の割合を下回る変更をしようとする場合、③重要な防災施設を廃止し、又はその構造を著しく変更しようとする場合、④開発目的を変更しようとする場合、には開発行為の計画を変更する前に林地開発計画変更許可申請書を提出し、知事の許可を受けること。添付資料等は林地開発許可申請書の場合と同じである。
- 8 7に規定する事項以外の開発行為の計画を変更する場合は、変更後の開発行為に着手する前に林地開発計画変更届出書を提出すること。
- 9 「岩手県林地開発許可制度実施要綱」を遵守するとともに、所要の届出等の手続きを遅滞なく行うこと。
- 10 養豚場や養鶏場等の造成である工場・事業場の設置又は住宅団地の造成等の林地開発許可申請において、完了確認前に開発行為の目的となる営業行為等は行わないこと。
- 11 開発行為は、許可の日から起算して1年以内に着手すること。
- 12 完成後に外部からの確認が難しくなる工事の施工状況等については、形状、寸法、施行状況が確認できる写真及び材料購入伝票等の資料を作成すること。（別紙2「現場写真撮影要領」を参照）

別紙2（許可要領様式第8号－1 関連）

現場写真撮影要領

1 撮影の趣旨

撮影は、工事完了後外部からの確認が難しくなる工事の施工状況等について、後日確認するための資料とすることを目的として行うものである。

2 撮影方法

(1)次に掲げる工事の施工状況及び形状寸法について撮影すること。

- ・工事完了後、確認が難しくなる防災施設工事
- ・その他関連工事

(2)撮影の際は、被写体にテープ、ポール等を当て、寸法が明確に読み取れるようにし、次の事項を記入した黒板等を写しこむこと。

- ①工事名
- ②工種
- ③撮影年月日
- ④設計寸法
- ⑤実測寸法
- ⑥略図

(3)写真は、工種毎に施工順序に従ってアルバム等に添付し、完了確認調査時までには整理すること。

公害防止協定書

洋野町（以下「甲」という。）ORソーラー・サテライトン合同会社（以下「乙」という。）とは、乙が岩手県九戸郡洋野町有家第9地割宇黒坂地内で実施する太陽光発電施設設置事業（以下「事業」という。）により発生する公害を未然に防止し、住民の健康を保護するとともにより良い生活環境の保全を図るため、次のとおり公害防止協定（以下「協定」という。）を締結する。

(定義)

第1条 この協定において公害とは、事業の実施により発生する大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水質の低質が悪化することを含む。）、騒音及び振動によって住民の健康又は生活環境（住民の生活に密接な関係のある財産並びに住民の生活に密接な関係のある動植物及びその育成環境を含む。）に係る被害が生ずることという。

(基本的義務)

第2条 乙は、関係諸法令、条例、要綱及び指針等（以下、「関係法令」という。）を遵守するとともに、この協定に定める事項を誠実に履行するものとする。

2 乙は、公害防止対策を積極的に推進するとともに、常に公害の未然防止に努力を払うものとする。

3 乙は、甲が行う公害防止に関する施策に対し、積極的に協力するものとする。

(事業場面積)

第3条 乙が実施する事業場の実施面積は、495,209平方メートルとする。

2 乙は、前項に掲げる面積を変更しようとするときは、事業開始30日前までに文書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(公害防止計画)

第4条 乙は、事業の実施に係る公害防止に関する計画書（以下「公害防止計画書」という。）を甲が必要と認められた場合は作成するものとする。

(公害防止組織の整備)

第5条 乙は、事業の実施による公害防止のための組織を整備するとともに、不測の事故に備え、関係機関への通報体制を確立するものとする。

(大気汚染防止対策)

第6条 乙は、大気汚染を未然に防止するため、この協定に定めるところにより適切な対策を講じ、その防止に努めるものとする

(水質汚濁防止対策)

第7条 乙は、公共用水域等の水質汚濁を未然に防止するため、この協定に定めるところにより適切な対策を講じ、その防止に努めるものとする。

(騒音・振動対策)

第8条 乙は、防音及び防振に必要な措置を講ずる等、騒音及び振動の防止に努めるものとする。

(廃棄物処理)

第9条 乙は、廃棄物を処理する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、関係条例及び協定に定めるところにより適切に処理を行うものとする。

(事業所の適正管理)

第10条 乙は、事故事例等の情報収集に努めるとともに、事故の予測と分析を行うことにより、災害事故が周辺地域に及ぼす影響を検討し、事故防止について万全の措置を講ずるものとする。

2 乙は、事故が発生し、また発生する恐れがある場合は、必要に応じて操業を停止し、直ちに応急の措置を講じ、事故の復旧または防止に努めるとともに速やかにその状況を甲に報告するものとする。

3 甲は、前項に定める報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該事故の拡大及び再発防止のため必要な措置を支持することができるものとする。

(道路の清掃)

第11条 乙は、車両の運行について、砕石等の落下防止に努めるとともに、環境の保全を図るため必要な都度道路の清掃等を実施するものとする。

(交通安全対策)

第12条 乙は、事業場に入出入りする車両の運転者に対し、交通安全思想の高揚と交通事故防止の徹底を期せしめるとともに、模範運転を心がけるよう教育するものとする。

(苦情の処理)

第13条 乙は、事業の実施により地域住民から苦情が発生しないよう最大限努力するとともに、住民から苦情があった場合は、乙において誠意をもって迅速かつ適切に処理するものとする。

(公害防止に関する届出)

第14条 乙は、公害関係法令に基づいて国又は甲以外の地方公共団体の長に届出する場合は、その届出の写しを甲に提出するものとする。

(職員等の立入調査)

第15条 甲が公害に関し必要があると認めるときは、甲の指定する職員（甲の委託を受けたものを含む。）を事業場内に立ち入らせ、調査させることができるものとする。この場合において、甲は知り得た事業場の企業上の秘密を濫用するものとする。

2 乙は、甲が行う前項に規定する立入調査には、誠意をもって協力するものとする。

ただし、本事業は経済産業省の承認を受ける施設であるので、甲の立ち入りについては当該施設の安全に関する規定を遵守するものとする。

(改善措置)

第16条 前条第1項の立入調査の結果又は関係法令に基づく各種測定の結果、関係法令に基づき事業場内の設備に改善の必要があると認められたときは、乙は遅滞なくその改善を行うものとする。



(違反時の措置)

第 17 条 甲は、乙がこの協定に定める関係法令に違反したと認めるときは、乙に対し、事業所の施設の使用方法若しくは事業場の施設の改善又は施設の一時停止、その他必要な措置を講ずるよう指導できるものとする。

(損害賠償責任)

第 18 条 乙は、事業の実施に起因して公害が発生し、住民の健康又は財産を害し損害を及ぼした場合は、速やかにその加害原因を除去するとともに、その損害賠償を誠意をもって対応するものとする。

(承継等)

第 19 条 乙は、事業の一部又は全部を第三者に譲渡するとき、この協定に定めた権利義務の一切を譲渡人に承継させなければならない。

(協定に基づく公開)

第 20 条 甲は、第 16 条第 1 項に基づく立入調査結果を公開することができるものとする。

(環境の整備)

第 21 条 乙は、関係法令に基づき積極的に事業場内の緑化等の環境整備に努めるものとする。

(協定の実施細目)

第 22 条 この協定の施行に当たり必要な細目については、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

(疑義等)

第 23 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれその 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 8 月 3 日

甲 岩手県九戸郡洋野町種市第 23 地割 27 番地

洋野町

代表者 洋野町長 水上 信 宏

乙 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号

東京共同会計事務所内

OR ソーラー・サーティーン 合 同 有 限 公 司

職務執行者 高 橋 英 丈



残置森林等の管理に関する協定書

洋野町（以下「甲」という。）とORソーラー・サーティーン合同会社（以下「乙」という。）は、乙が下記の所在場所において実施する事業名をオックス洋野町有家メガソーラー発電所とする太陽光発電施設設置事業（以下「事業」という。）について、次のとおり残置森林等の管理に関する協定を締結する。

- 1 (位置等)
開発行為に係る森林の所在場所及び開発行為をしようとする区域
別図のとおり
- 2 (残置等の区域及び面積)
残置又は造成する森林又は緑地の区域及び面積
別図のとおり
- 3 (残置森林等の保有)
残置森林等を他の目的には一切転用しないものとする。
- 4 (地域森林計画の遵守)
残置森林等が地域森林計画の対象となる場合に、乙は、その計画に即した
施業を行うものとする。
- 5 (造林の実施)
残置森林のうち補植又は、改植を必要とする箇所には、乙は現地に適合し
た樹種を適期に植栽するものとする。
- 6 (保育の実施)
残置森林のうち造成した森林または緑地について、乙は活着するまでの間、
散水等の措置を行い、その他、下刈り、つる伐り、除伐、間伐等適切な保育
作業を行うものとする。
- 7 (立木の伐採)
残置森林等の立木を伐採する場合は、乙は甲に協議するものとする。
- 8 (維持管理計画書)
乙は開発行為完了時に残置森林等の維持管理計画を策定し、甲に提出する
ものとする。
- 9 (協議)
その他、今後の維持管理について必要が生じた場合は、甲、乙、協議のう
え、乙は法令に基づき範囲において甲の指示に従うものとする。

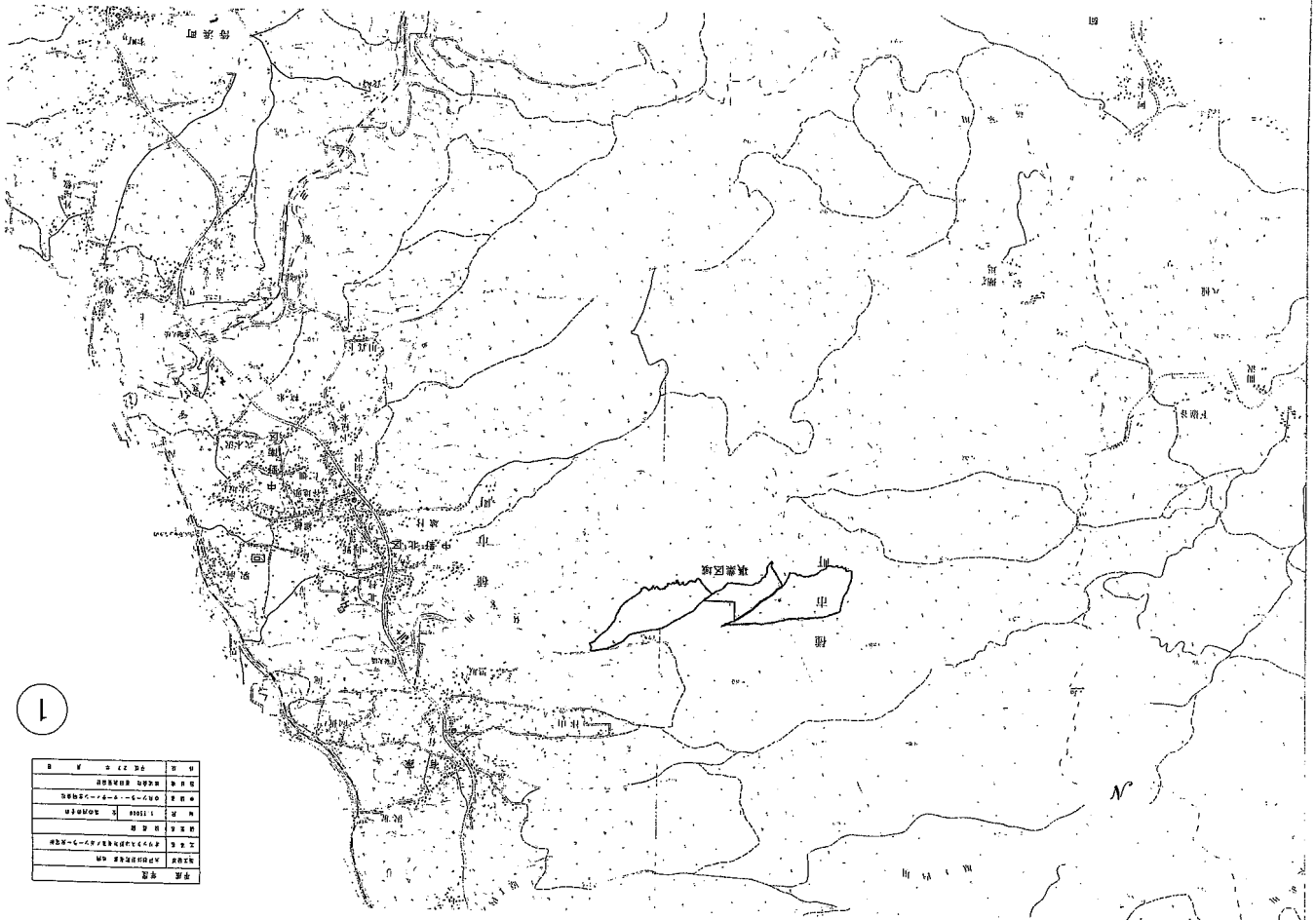
上記を協定締結の証とするため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ
それぞれ1通を保有するものとする。

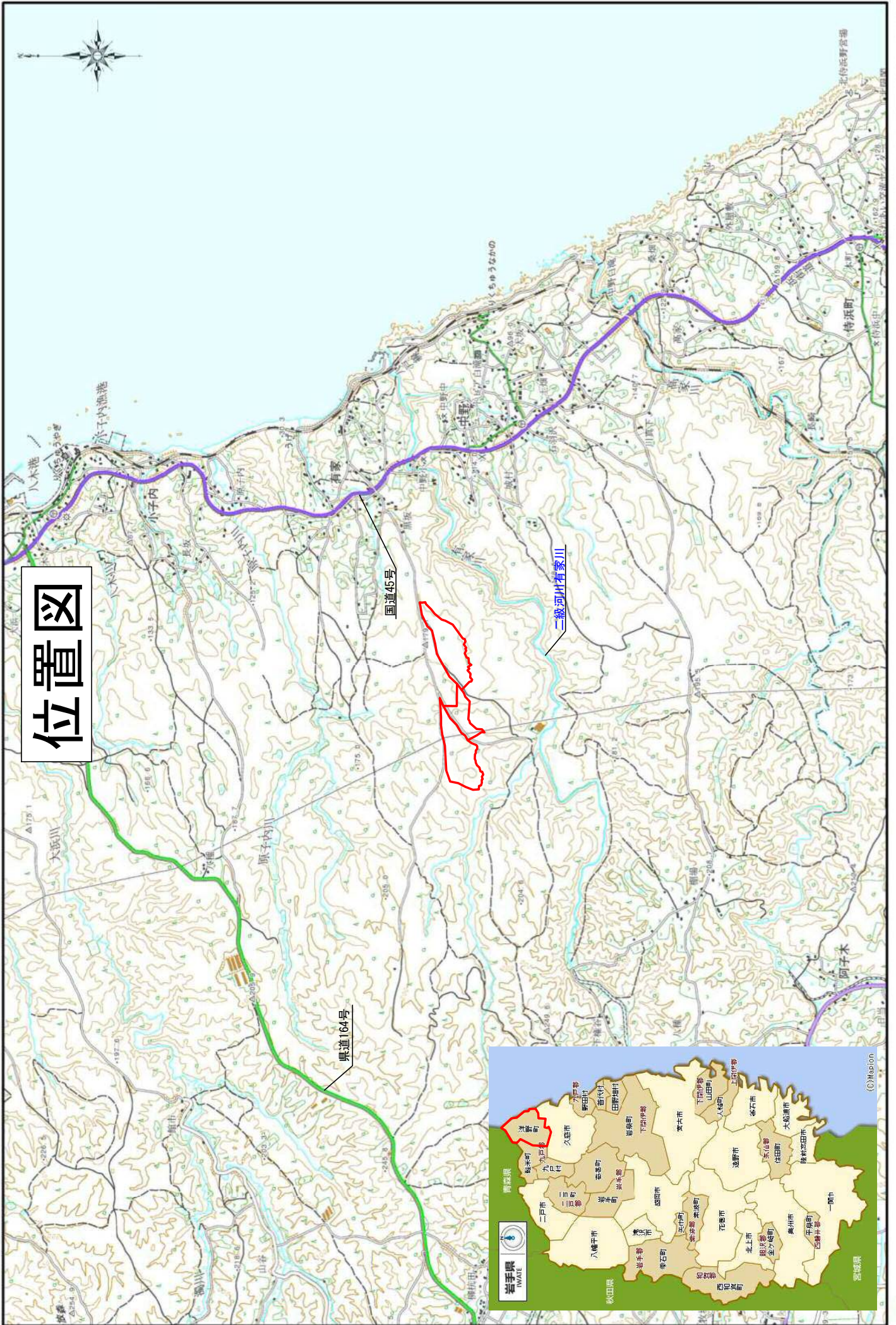
平成27年 8月 4日

甲 岩手県九戸郡洋野町種市第23地割27番地
洋野町
代表者 洋野町長 水上 信 宏

乙 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
東京共同会計事務所内
ORソーラー・サーティーン合同会社
職務執行者 高橋 英 丈





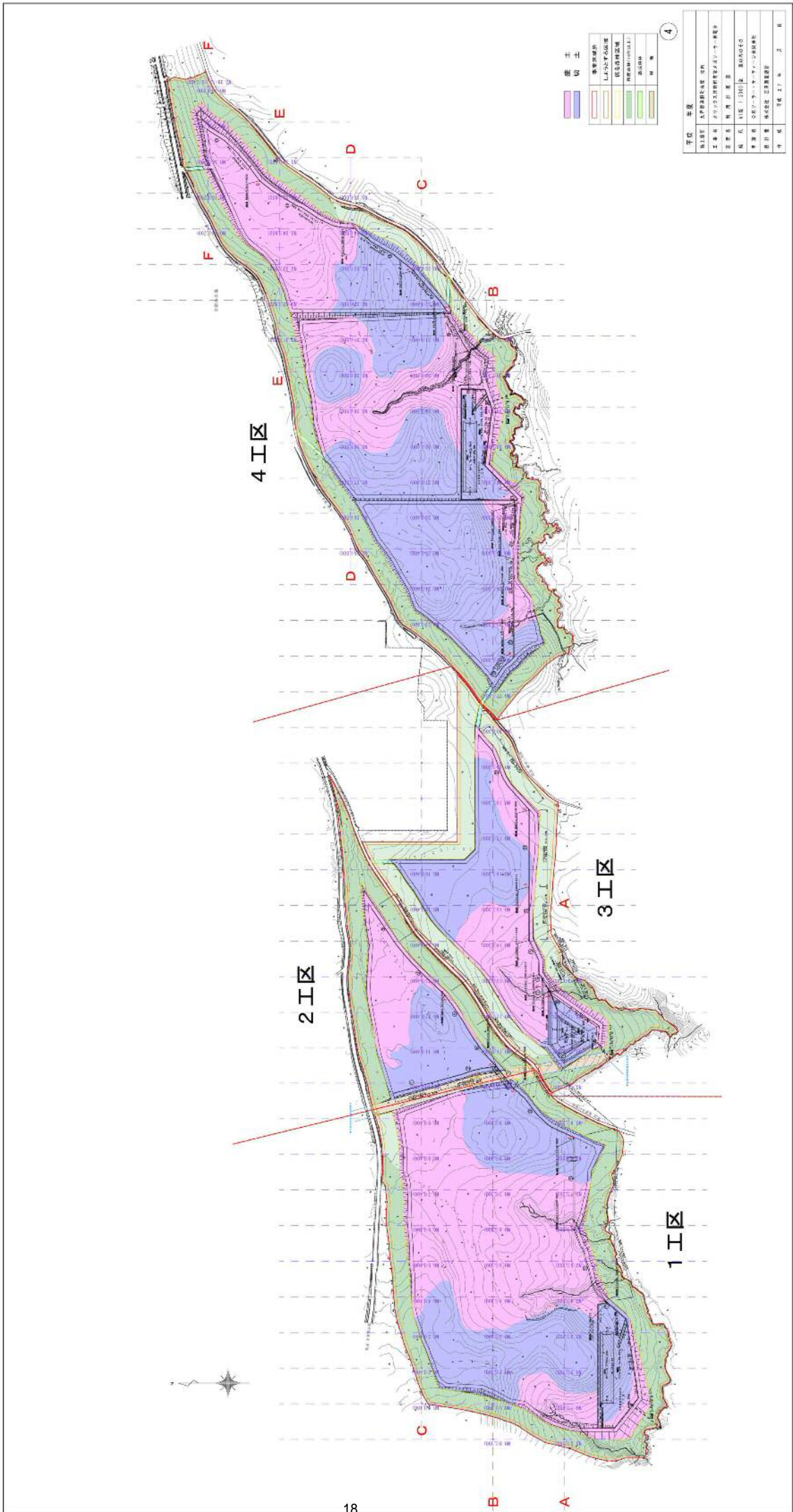


位置図

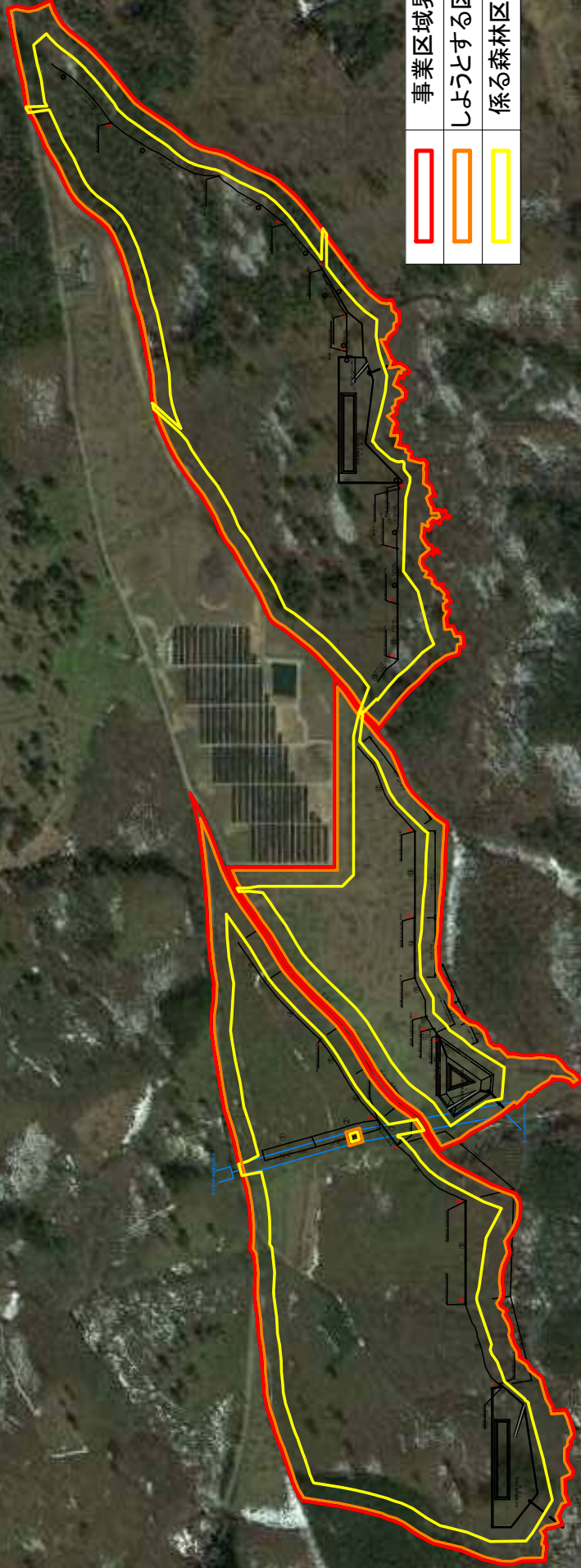
この地図の作成に当たっては、国土地理院院長の承認を得て、図
 解発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。(承認番
 号 平19総経、第186-22366号)

0.0 0.5 1.0 1.5 2.0 km
 1:50000

利用計画図



衛星画像

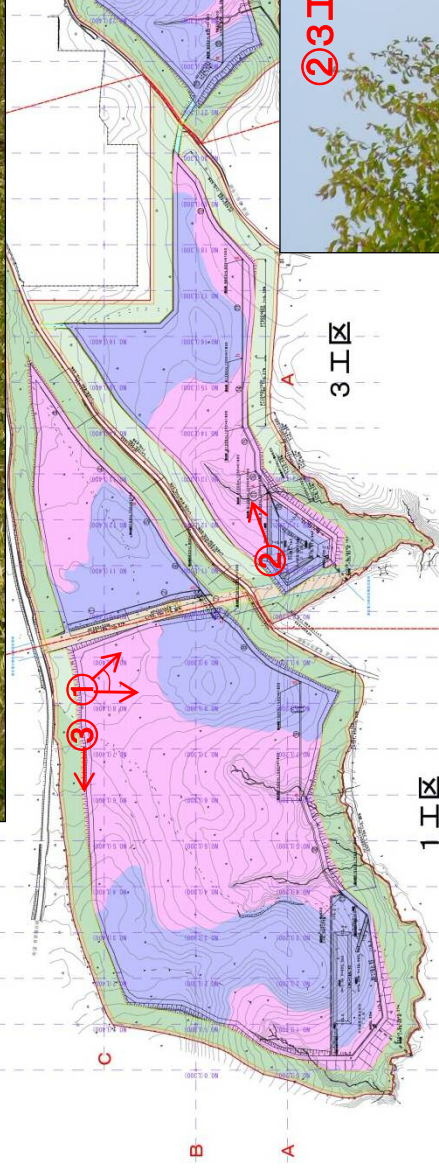


	事業区域界
	しようとする区域
	係る森林区域

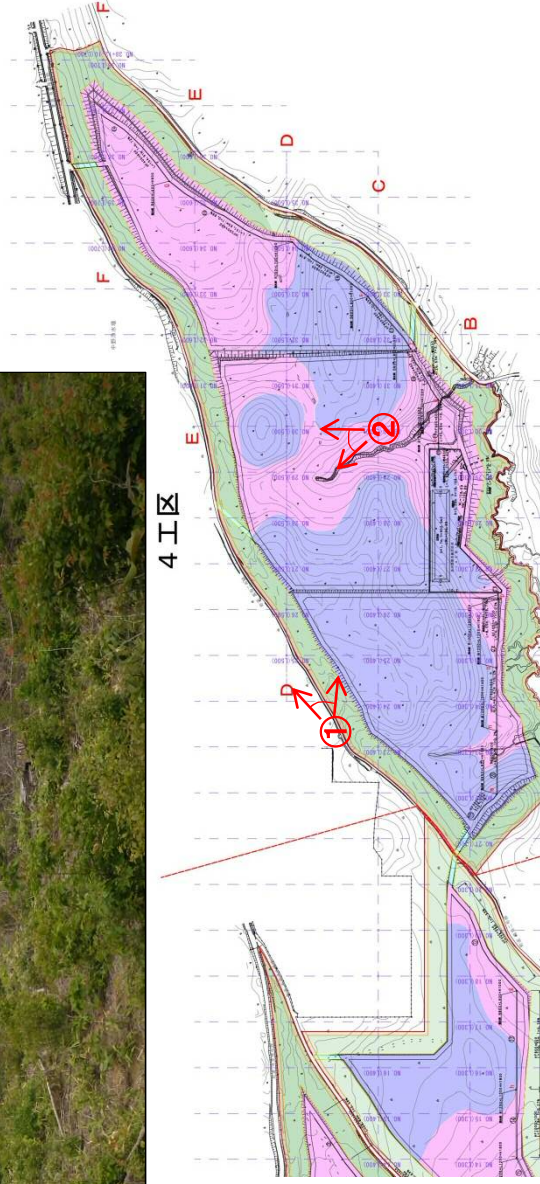
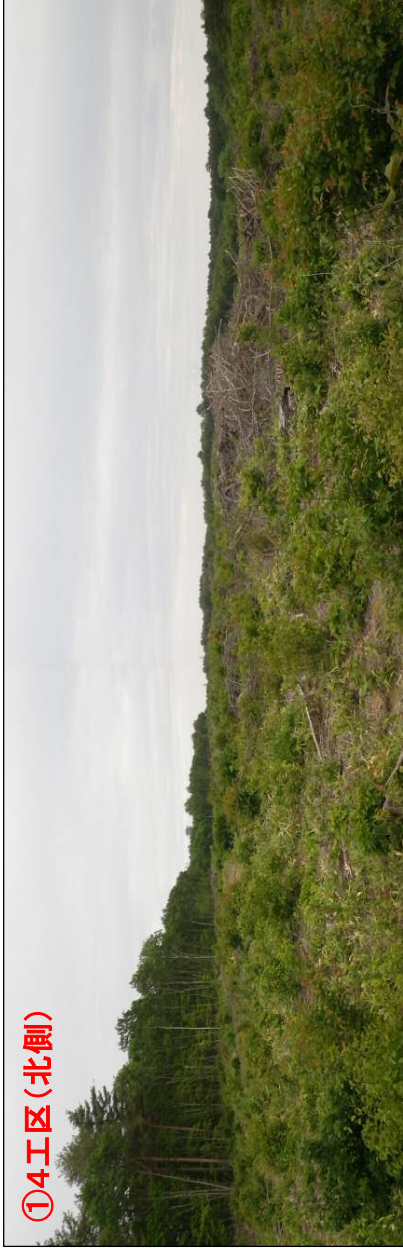
④

平成	年度	
基址地所	北阿蘇郡南木曾町	
工事名	オゾックス建設株式会社ニューホーム建設	
図面名	敷地計画	図源
幅尺	1200	基の内のその
申請者	オゾックス・サービス・システム株式会社	
設計者	株式会社 吉田建設設計	
作成	平成 27 年 月 日	

現況写真(1、3工区)



現況写真(4工区)



【 審 議 事 項 】

気仙郡住田町上有住字平沢地内の土石の採掘に係る林地開発計画
変更許可について

岩手県森林審議会林地保全部会
平成 28 年 6 月 13 日

1 開発計画の概要

(1) 申請概要

申請者	住所 氏名	岩手県大船渡市赤崎町字跡浜 21 番地の 6 太平洋セメント株式会社 大船渡工場				
申請場所	気仙郡住田町上有住字平沢 128-1 ほか 39 筆					
申請の目的	土石の採掘（石灰石）					
計画期間	平成 10 年 9 月 24 日から平成 38 年 3 月 31 日					
事業費	573,871 千円					
申請面積	単位：h a					
	区分	事業区域 面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5 条森林外)
			開発面積	残置面積	計	
	当初許可	27.7225	9.7374	16.9237	26.6611	1.0614
	今回変更	199.1448	125.1252	72.1907	197.3159	1.8289
増減	171.4223	115.3878	55.2670	170.6548	0.7675	

(2) 事業計画の概要

本件開発行為は、セメント原料である石灰石の採取を目的とした土石の採掘事業であり、平成 10 年 9 月に林地開発の許可を受けている。（当初は開発面積が 10ha 未満のため審議対象外。）

当該開発地において、採掘範囲の拡大に伴い、事業区域面積、開発行為に係る森林面積及び残置森林面積を変更し、併せて開発期間を延長する計画である。

なお、今回の面積拡大により計画期間内に 5,106 千 m^3 の岩石の採取を見込んでおり、表土については、区域内の堆積場へ埋戻すことから区域外への残土搬出は発生しない。

2 申請地の現況

<p>地形及び林況</p>	<p>申請地は、住田町役場より北へ約 8 k m に位置しており、標高が 240 m ～ 609 m で、傾斜は 15° ～ 45° となっている。</p> <p>地質は古生界鬼丸層暗灰色不純石灰岩が主体であり、表土は粘性土である。</p> <p>今回の変更許可申請における拡大区域内の林況は、30～75 年生の広葉樹が全体の 46%、次いで 5～80 年生のスギが 28%、35～60 年生のアカマツが 19% を占めている。</p> <p>また、岩手県自然環境保全指針によると、保全区分が A～E の 5 段階区分の「A」に設定されており、「自然度が高く、かつ偏在する特に重要な植生を含む地域」、特に重要な動植物種が生息・生育する地域」とされている。</p>
<p>周辺の自然・地物の状況</p>	<p>開発区域西側の旧プラント用地と採掘場区域の間を平沢が流れ、同沢は 1.5 k m 下流で 2 級河川新切川と合流している。</p> <p>また、飛び地（字新田及び字葉山地内）となっている開発区域は、それぞれ近接して民家が散在しているが、背後地は森林となっている。</p>
<p>周辺地域の施設等の状況</p>	<p>開発区域西側の旧プラント用地と採掘場区域の間を町道平沢新田山線が通っており、1.2 k m 南進すると県道遠野住田線に接続する。</p> <p>事業区域内には林道「^{ふたなぎ}二度成木線」及び昭和 23 年度治山事業（災害復旧）練積堰堤がある。（今後廃止等手続きを予定。）</p>

3 開発計画及び審査結果

(1) 災害の発生に関する審査

<p>許可基準</p>	<p>土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。</p> <p>※運用基準</p> <p>(1) 土砂流出、崩壊対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排水施設は、10年確率で想定される雨量強度の流出量の1.2倍以上の流下能力を確保すること。 ・ 土砂流入量の1.2倍以上の土砂貯留容量を確保すること <p>(2) 切土、盛土及び残土の安定対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 切土：勾配 63~45° (1:0.5~1.0) 以下 (石灰岩) 高さ 5 m ないし 10m 毎に水平幅 1 m 以上の小段を設置 ・ 盛土：勾配 29° (1:1.8) 以下 (粘性土) 高さ 5 m 毎に水平幅 1.0m 以上の小段を設置 ・ 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置が講ぜられること
<p>開発計画</p>	<p>(1) 土砂流出、崩壊対策</p> <p>排水施設は、10年確率で想定される流出量の1.20倍以上の流下能力を有する構造としており、適切に洪水調整池兼沈砂池まで導く計画である。</p> <p>また、沈砂池(一部、兼用洪水調整池)は、開発地から流出する土砂の1.22倍以上の土砂貯留能力を有する構造としており、外部への土砂流出を防ぐ計画である。</p> <p>(2) 切土、盛土及び残土の安定</p> <p>切取平均法勾配は 60° 以下として、直高 10m 毎に幅 5.0m 程度の小段を設ける計画となっている。切取法面は、小段に広葉樹を植栽するとともに、種子吹付けによる法面保護工を施工し、雨水等による浸食を防ぐ計画である。</p> <p>盛土法勾配は 27° (1:2.0) として、直高 5 m 毎に幅 2.0m の小段を設ける計画となっている。盛土法面は、張芝及び播種による法面保護工を施工し、雨水等による浸食を防ぐ計画である。</p> <p>発生した残土は、区域内の堆積場まで運搬のうえ転圧する。法面勾配は 21.8° (1:2.5) を標準として、直高 10m 毎に幅 5 m の小段を設けることとしており、小段に広葉樹を植栽するとともに、種子吹付けによる法面保護工を施工し、雨水等による浸食を防ぐ計画である。</p>
<p>審査結果</p>	<p>開発計画は、上記の許可基準を満たしている。</p>

(2) 水害の発生に関する審査

許可基準	<p>土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から森林の有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させるおそれがないこと。</p> <p>※運用基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発地下流において、増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での 30 年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。 ・ 洪水調整池からの放流量を下流の許容放流量以下とすること。 ・ 洪水調整必要容量以上の容量を確保すること。
開発計画	<p>水害対策</p> <p>事業区域内に設置の第 1～第 4 の洪水調整池（第 1～第 3 は既設）により、30 年確率の降雨を開発地から適切に放流する。</p> <p>特に、第 3 及び第 4 の洪水調整池に関しては、降雨を一時全て貯留し、降雨後にポンプアップにより放流する計画である。</p>
審査結果	<p>開発計画は、上記の許可基準を満たしている。</p>

洪水調整池必要容量対照表

調整池名	必要容量	大小	設置容量	安全率	備考
第 1 洪水調整池	1,141m ³	<	4,221m ³	3.70	既設
第 2 洪水調整池	1,802m ³	<	3,645m ³	2.02	既設
第 3 洪水調整池	1,871m ³	<	3,902m ³	2.09	既設
第 4 洪水調整池	80,491m ³	<	96,296m ³	1.20	新設

(3) 水の確保の著しい支障に関する審査

許可基準	防災施設の設置計画の内容等から水源の涵養機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
開発計画	水量確保、水質悪化対策 雨水を放流する際は、混入している土砂を沈砂池で沈降させたうえで放流する計画である。
審査結果	開発計画は、上記の許可基準を満たしている。

(4) 環境の著しい悪化に関する審査

許可基準	<p>森林によって確保されてきた環境の保全の機能は森林以外のものによって代替されることが困難であることが多いことにかんがみ、開発行為の目的、態様等に応じて残置管理する森林の割合等からみて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。</p> <p>※運用基準</p> <p>① 原則として周辺部に幅おおむね 30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置すること。</p> <p>② 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽すること。 また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽すること。</p>
開発計画	<p>森林の残置、騒音・粉じん等の緩和、景観の維持対策</p> <p>森林率は 36.6%の計画である。</p> <p>開発区域の周辺に幅おおむね 30m以上の残置森林、造成森林を配置する計画となっている。</p> <p>最終残壁となった箇所から随時、小段等平坦部に客土の上、ケヤキ、ミズナラ等を 3.0m間隔で植栽し、進入してきた在来種も保育しながら、早期に森林へと復旧する計画である。</p>
審査結果	開発計画は、上記の許可基準を満たしている。

4 一般的事項

土地 使用 の 権 利 等	開発行為に係る森林	申請者が、当該開発行為に係る森林、残置森林、造成森林の99%を所有しており、他者所有の土地の使用については、全て賃貸契約または同意書の取得がなされている。
	残置森林又は造成森林	
	その他	—
資金計画	全体の事業費は573,871千円を見込んでおり、その費用は防災施設等の設置工事費、緑化工事費及び伐採費であり、資金は自己資金により賄われる計画となっている。	
他法令等との調整	鉱業法 鉱業施業案：認可済（平成28年4月5日認可済）	
市町村長の意見	意見はP9のとおり。	
関係機関の意見	意見聴取機関	県庁環境保全課、自然保護課、生涯学習文化課 沿岸広域振興局農林部 沿岸広域振興局土木部 沿岸広域振興局保健福祉環境部
	意見	意見はP9～10のとおり。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該事業区域の隣接地権者から、事業実施に係る同意書を取得済。 2 平成23年6月に「大船渡工場次期原料山開発事業環境影響評価書」を県環境生活部環境保全課に提出済み。また、事業者が主体となり、地元大学、地元行政、有識者、地元NPOからなる「裨下地区生態系保全対策検討会」を設立し、希少動植物の保全を図る。 3 岩手県自然環境保全指針に配慮し、開発行為後の造成森林には岩手県内に生育する落葉広葉樹を植栽する計画。 4 セメント原料である石灰石の運搬は、ベルトコンベヤー～貨車運搬であり、一部トラック輸送を行うこととなるので、運搬路（特に国道出入口付近）を道路清掃車により定期的に清掃する。 5 開発に伴う住田町との協定書は、P11～16のとおり。 	

別紙

意見聴取先	開発規制法等	意見
住田町長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	特になし。
	開発協定等との関連	特になし。
	市町村における地域開発構想等との関連	特になし。
	地域住民の意向との関連	特になし。
	その他	<p>採掘作業等により、新たに埋蔵文化財を発見した場合は、それ以上現況を変更せず、速やかに町教育委員会まで連絡願います。</p> <p>ただし、住田町上有住字葉山における土地については、教育委員会に置いて6月8日に現地調査を行う予定であり、その結果を踏まえた意見を別途連絡します。</p>
岩手県庁 環境保全課	国土利用計画法	<p>今回協議のあった住田町上有住字平沢128の1番外39筆については、所有権移転又は地上権や賃貸借等を設定する際に権利金その他の一時金の授受がある場合は、国土利用計画法第23条第1項の規定による土地売買等の届出の対象となります。</p> <p>なお、一定規模以上の土地に対し、所有権移転又は地上権や賃貸借等を設定する際に権利金その他の一時金の授受をする場合は、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要となります。（届出窓口…住田町企画財政課）</p> <p>参考事項： 申請のあった土地は、岩手県土地利用計画上、農業地域、森林地域に属します。 届出が必要な面積は、以下のとおりとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域：2,000㎡ ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上 ・その他の区域：10,000㎡以上
岩手県庁 自然保護課	自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例	<p>特になし。</p> <p>参考事項： ○岩手県自然環境保全指針 開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がAと評価されているので、事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、積極的な保全に努めること。</p> <p>○岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 開発行為地内に希少野生動植物が生息・生育している可能性があることから、十分な調査を行うとともに、生息・生育が確認された場合は、適切な保護・保全措置を講じてほしい。</p>

意見聴取先	開発規制法等	意見
沿岸広域 振興局 農林部	農地法	当該申請地のうち、「気仙郡住田町上有住字平沢109-10」及び「気仙郡住田町上有住字葉山58-1」については地目が農地のため、所定の手続きが必要となる。
	農業振興地域整備の整備に関する法律	当該申請地について同法は該当しない。
		参考事項 農地転用許可については、林地開発許可と同日付で交付するもの。
沿岸広域 振興局 大船渡土木 センター	関係規制法等なし	参考事項 ・運搬に伴い国県道を汚損した場合や、速やかに処理すること。 ・災害時でも外部から常に連絡がつくように連絡体制を整備のうえ、その内容を報告すること。 ・河川への汚濁水の流入等ないように、対策を講じること。 ・岩手の景観の保全と創造に関する条例第16条第1項（第2項）の規定に基づき、大規模建築等行為の届け出をすること。 ・建築物等を整備する場合は、建築基準法等関係法令を順守すること。
沿岸広域 振興局 大船渡 保健福祉 環境セン ター	土壌汚染対策法関係	一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質変更に該当する場合には、当該土地の形質変更に着手する30日前までに土壌補選対策法第4条第3項の規定に基づく届出書を提出する必要があること。 参考事項 希少野生動植物が確認されているので、配慮願いたいこと（いわてレッドデータブック）
沿岸広域 振興局 保健福祉 環境部 環境衛生課	採石法 砂利採取法	鉱業法による鉱物（石灰石）を採取する事業計画であり、採石法及び砂利採取法の対象となる岩石、砂、砂利等ではないことから両法による規制は特にない。
岩手県 教育委員会 事務局 生涯学習 文化課	文化財保護法	当該事業地の採掘場一体及び第9号沈砂池周辺部については、「岩手県遺跡台帳」に記載されている周知の埋蔵文化財包蔵地はありませんが、広範囲であることや、地形の状況等から、遺跡が立地している可能性が考えられます。 また、当該事業地の第8号沈砂池周辺部については、周知の埋蔵文化財包蔵地である「蔵王洞穴」及び「御殿平遺跡」が隣接しています。地元住田町教育委員会に連絡し、その指導を受けてください。

別紙1（許可要領様式第8号－1 関連）

許 可 条 件

以下の条件に従って開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがある。

- 1 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- 2 調整池、沈砂池及び水路等の防災施設の設置を先行して行い、開発行為は下流に対する安全を確認したうえで行うこと。
- 3 許可した区域を越えて開発することのないように、開発行為に係る森林区域等をポール等により位置を明確にし、県の担当職員の確認を受けたうえで開発行為に着手すること。
- 4 開発行為の施行中において災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに、所轄広域振興局長に届け出ること。
- 5 県の担当職員が開発行為の施行状況に関する調査及び施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 6 施行状況について、毎年5月末日現在の進捗状況をそれぞれ6月10日までに所轄広域振興局長等に報告すること。
- 7 許可した開発計画の内容を変更する場合において、①開発行為に係る森林面積を20パーセント以上又は1ヘクタール以上増加させようとする場合、②林地開発許可技術基準に記載の残置森林率又は森林率の割合を下回る変更をしようとする場合、③重要な防災施設を廃止し、又はその構造を著しく変更しようとする場合、④開発目的を変更しようとする場合、には開発行為の計画を変更する前に林地開発計画変更許可申請書を提出し、知事の許可を受けること。添付資料等は林地開発許可申請書の場合と同じである。
- 8 7に規定する事項以外の開発行為の計画を変更する場合は、変更後の開発行為に着手する前に林地開発計画変更届出書を提出すること。
- 9 「岩手県林地開発許可制度実施要綱」を遵守するとともに、所要の届出等の手続きを遅滞なく行うこと。
- 10 養豚場や養鶏場等の造成である工場・事業場の設置又は住宅団地の造成等の林地開発許可申請において、完了確認前に開発行為の目的となる営業行為等は行わないこと。
- 11 開発行為は、許可の日から起算して1年以内に着手すること。
- 12 完成後に外部からの確認が難しくなる工事の施工状況等については、形状、寸法、施行状況が確認できる写真及び材料購入伝票等の資料を作成すること。（別紙2「現場写真撮影要領」を参照）

別紙2（許可要領様式第8号－1 関連）

現場写真撮影要領

1 撮影の趣旨

撮影は、工事完了後外部からの確認が難しくなる工事の施工状況等について、後日確認するための資料とすることを目的として行うものである。

2 撮影方法

(1)次に掲げる工事の施工状況及び形状寸法について撮影すること。

- ・工事完了後、確認が難しくなる防災施設工事
- ・その他関連工事

(2)撮影の際は、被写体にテープ、ポール等を当て、寸法が明確に読み取れるようにし、次の事項を記入した黒板等を写しこむこと。

- ①工事名
- ②工種
- ③撮影年月日
- ④設計寸法
- ⑤実測寸法
- ⑥略図

(3)写真は、工種毎に施工順序に従ってアルバム等に添付し、完了確認調査時までには整理すること。

環境の保全に関する協定書

住田町（以下「町」という。）と太平洋セメント株式会社大船渡工場及び龍振鉱業株式会社（以下「事業者」という。）は、住田町環境基本条例（平成14年住田町条例第3号。）第14条の規定に基づき、次のとおり公害防止及び環境保全に関する協定を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この協定は、町における事業者の事業活動に伴って生ずる環境汚染の未然防止を図り、もって環境への負荷を低減し、町民の健康を保護するとともに、地域の生活環境はもとより、地球環境の保全に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定書において、「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業者の事業活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水質の悪質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘削のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生じることという。

2 この協定書において、「公害防止施設等」とは、公害を防止する施設又はこれらに関連する施設をいう。

（相互協力）

第3条 事業者は、町と連絡を密にし、町が行う環境保全に関する必要な施策又は調査に対し積極的に協力するよう努めるものとする。

2 町及び事業者は、町内はもとより地域への環境保全に関する情報交換等について、積極的に相互協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、町より公害防止施設の改善について申入れがあった場合は、直ちに技術的検討を行い、改善を行うときには、事前に改善計画について、町と協議を行うものとする。

第2章 公害の未然防止

（公害の防止対策）

第4条 事業者は、第1条の目的のため必要な公害防止対策の実施に努めるものとする。

（公害担当者の配置）

第5条 事業者は、公害防止対策を積極的に実施するため、公害担当者を配置し、公害関係事項について町と連絡を密にするよう努めるものとする。

（大気汚染の未然防止）

第6条 事業者は、大気汚染防止に関して、鉱山保安法及び鉱山保安法施行規則を遵守するものとする。

（水質汚濁の未然防止）

第7条 事業者は、排出する排出水の水質に関して、鉱山保安法及び鉱山保安法施行規則を遵守するものとする。

（騒音・振動の低減）

第8条 事業者は、騒音及び振動の低減に関して、鉱山保安法を遵守するものとする。

（悪臭の未然防止）

第9条 事業者は、その事業活動に伴って事業所から発生する悪臭を防止するよう努めるものとする。

（廃棄物の処理）

第10条 事業者は、公害の発生のおそれのある廃棄物の処理にあたっては、原則として事業者の責任において処理するものとするが、その処理方法等について町と協議し、その指導を受けることができる。

（二酸化炭素等の排出抑制）

第11条 事業者は、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 環境保全型事業への取組み

（環境物品等の調達推進）

第12条 町は、自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。

(緑地等の整備)

第 13 条 事業者は、事業所内の緑化を計画的に実施するよう努めるものとする。

第 4 章 その他の環境保全に関する事項

(事故発生時の措置)

第 14 条 事業者は、公害防止施設等の故障・破損・停電等の事故により、公害が発生するおそれが生じたとき、又公害が発生したときは、必要な措置を講ずるものとする。
(報告及び立入検査)

第 15 条 町は、事業者の操業に起因する公害の発生防止のため必要がある場合は、事業者に対して報告を求め、また、町が特に必要と認めるときは、事業者の業務に支障がない限り、町の職員に事業所内への立入調査を行わせることができるものとする。

2 町は、前項に規定する報告又は調査の結果を必要に依りて、公開することができる。ただし、次に掲げるものは除く。

ア 公にすることにより、当該事業者等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

イ 町の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。

(公害原因調査)

第 16 条 事業者の事業所の周辺地等において事業者の操業に起因すると思われる公害が発生した場合、町は原因究明のため調査を行うものとする。この場合において事業者は当該調査に協力するよう努めるものとする。

(被害補償)

第 17 条 前条の調査の結果、事業者の責めに帰すべき事由により住民の健康又は農畜産物の生産並びに財産等に被害を与えたことが明らかになったときは、事業者は速やかにその被害の補償を行うものとする。

2 前項の場合において事業者と被害者との間の協議が調わないときは、町は事業者又は被害者の要請に応じて斡旋に努めるものとする。

(関連企業に対する責務)

第 18 条 事業者は、鉱山内における関連企業の作業に関し、公害の発生防止について積極的に指導及び監督を行うものとする。

(その他)

第 19 条 この協定に関する細目については、町と事業者と協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定について疑義が生じたときは、町と事業者は協議の上、これを解決するものとする。

3 この協定は平成 27 年 2 月 1 日から効力を生じるものとし、同日をもって昭和 61 年 4 月 1 日付にて町と小野田セメント株式会社大船渡工場の間で締結された「公害防止協定書」は失効するものとする。

上記協定締結の証として、本書 3 通を作成し、それぞれ記名捺印の上、各自 1 通を保有する。

平成 27 年 / 月 30 日

町 岩手県気仙郡住田町世田米字高 88 番地 1

住田町

町長 多田 欣一



事業者 岩手県大船渡市赤崎町宇跡浜 21 番地 6

太平洋セメント株式会社

大船渡工場長 小池 敦裕



岩手県大船渡市日頃市町石橋 16 番地 1

龍振鉱業株式会社

代表取締役社長 橋本 晃一



環境保全協定細目

住田町（以下「町」という。）と太平洋セメント株式会社大船渡工場及び龍振航業株式会社（以下「事業者」という。）は、平成27年1月30日付で町と事業者の間で締結した「環境の保全に関する協定書」（以下「協定」という。）に関し、協定第19条第1項の規定により次のとおり細目を定めるものとする。

（環境保全）

第1条 事業者は、協定第2章に規定する公害の未然防止に努めるものとする。

（排水水等の測定の報告）

第2条 事業者は、協定第7条の規定を遵守するため、鉱山保安法施行規則に定める排水水等の水質の測定を行うものとする。

2 町は、当分の間、事業者が新設した水質浄化装置の稼働状況についてその効果を測定するため、事業者の事業所からの排水口及び河川の水質を定期的に測定し、事業者にその結果を報告するものとする。

（騒音・振動の測定）

第3条 事業者は、協定第8条の規定を遵守するため、騒音及び振動の測定を行うものとする。

（温室効果ガスの排出抑制計画）

第4条 町は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を策定し、事業者にその情報を提供するものとする。

2 町が自然的社会的条件に應じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を策定した場合、事業者はその推進について協力するよう努めるものとする。

（環境物品等の調達計画）

第5条 町は、協定第12条第1項に関する計画を策定したときは、その情報を事業者へ提供するものとする。

（情報の公表）

第6条 町は、協定及び本細目の内容、並びに、これらに定められた各規定により、町及び事業者が相互に提出した報告等の文書その他の情報を、公表できるものとする。

ただし、次に掲げるものは除く。

ア 公にすることにより、当該事業者等又は当該個人の権利、競争上の地位その他

正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 町の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。

（報告又は立入調査）

第7条 協定第15条の規定に基づく町による報告の要求又はその職員による立入調査は、事業者の操業に起因する公害により人の生命、健康、生活環境又は自然環境に著しい被害が生じることを公害防止するため、緊急の必要があると認められる場合に限り行うものとする。

2 町は、前項の立入調査を行う職員に、その身分を示す証明書を携帯させ、事業者に提示させなければならない。

3 第1項の立入調査は、法律に特別の規定がある場合を除き、双方の合意を要するものとする。

上記合意の証として、本書3通を作成し、それぞれ記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成27年1月30日

事業者
住田町 町長 多田 欣一
岩手県気仙郡住田町世田米字川向 88 番地 1
大船渡工場長 小池 敦 裕
太平洋セメント株式会社
岩手県大船渡市赤崎町字跡浜 21 番地 6



事業者
龍振航業株式会社
代表取締役社長 橋本 晃一
岩手県大船渡市日頃市町字石橋 16 番地 1



残置森林等に関する協定書

森林法第 10 条の 2 (開発行為の許可) の規定に基づく林地開発行為において、残置森林等を善良に維持管理することに關し、住田町 (以下「甲」という) と太平洋セメント株式会社大船渡工場及び龍振鉄業株式会社 (以下「乙」という) は以下のとおり協定する。

1. 当該森林の所在場所
岩手県住田町世田米字大平地内、上有住字新田、平沢、二度成木地内
2. 開発行為の目的
土石 (石灰石) の採掘
3. 開発行為をしようとする区域及び残置森林等の区域
別紙のとおり
4. 残置森林等の保全
乙は、残置森林等を他の目的には一切転用しないものとする。
5. 地域森林計画の遵守
残置森林等が地域森林計画の対象となる場合は、乙は、その計画に即した施設を行うものとする。
6. 造林の実施
残置森林等のうち、補植を必要とする箇所には、乙は、甲と協議のうえ現地に適合した樹種を適期に植栽するものとする。
7. 保育の実施
残置森林等のうち、造成した森林又は緑地について、乙は、活着するまでの間、散水等の処置を講ずるものとする。
また、甲または乙が、下刈、除伐、間伐、施肥等を必要と認めた箇所については、乙は、甲と協議のうえ、適切な保育作業を行い、森林の有する機能の増大をはかるものとする。
8. 協定事項の継承
残置森林等の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、この協定事項を当該権利者に継承するものとする。

9. 完了後の植栽

「土石の採掘」、「捨土」及び「資材置場」は林地の一時利用行為であり、完了後森林法に基づき植栽して林地に復旧すること。

10. 協議

この協定事項に関して疑義が生じたとき、または、この協定書に定めのない事項に關しては、甲、乙協議の上処理するものとする。

平成 26 年 11 月 27 日

甲 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 9 6 番地 1

岩手県住田町

町 長

多 田 欣



乙 岩手県大船渡市赤崎町字跡浜 2 1 番地 6

太平洋セメント株式会社

大船渡工場長

小 池 敦 裕



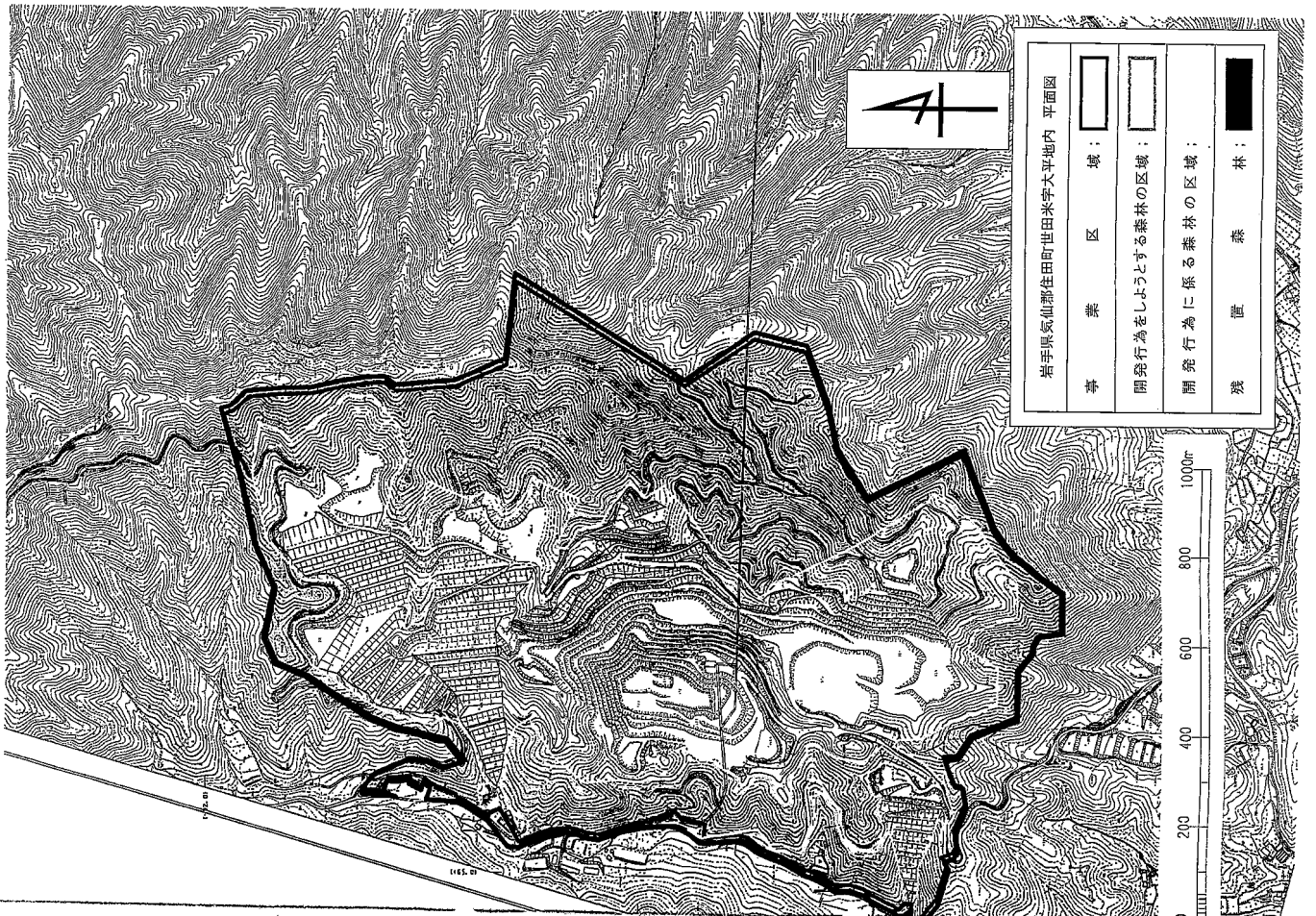
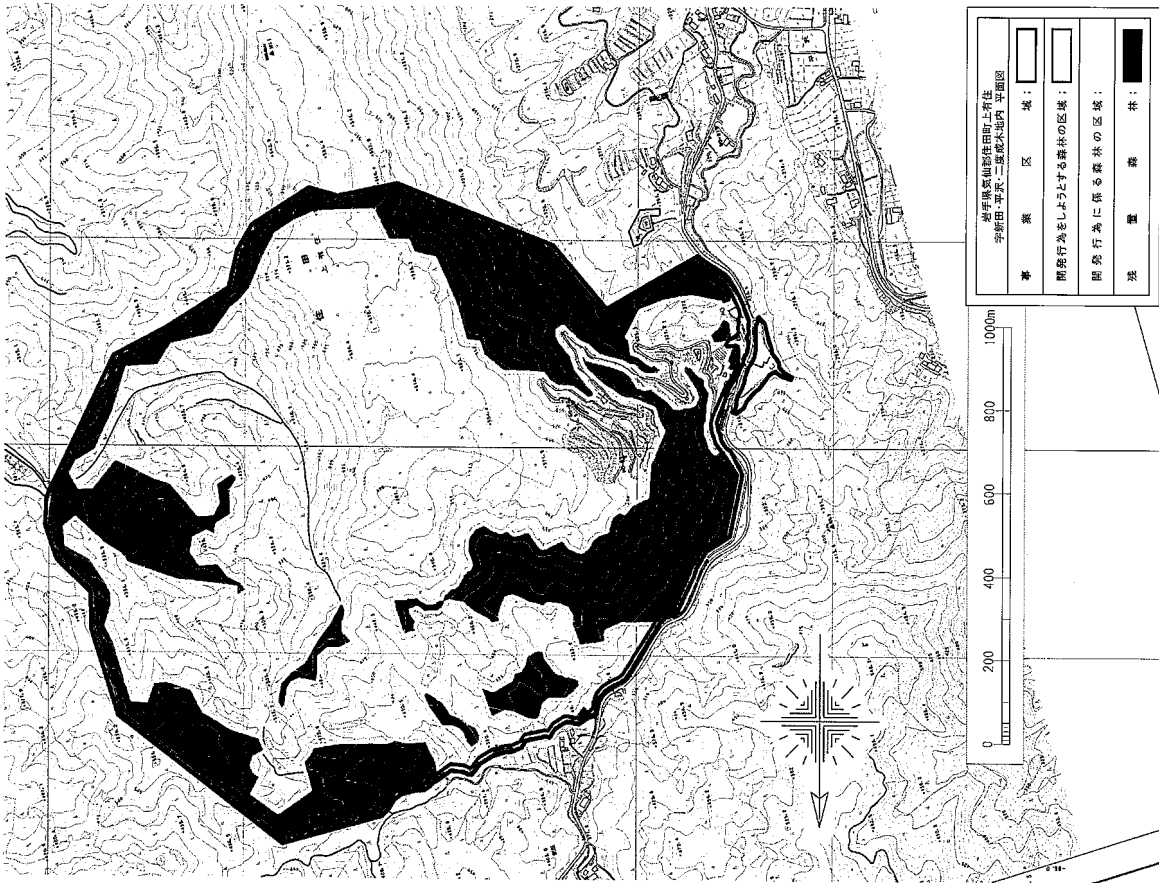
岩手県大船渡市日頭市町字石橋 1 6 番地 1

龍振鉄業株式会社

代表取締役社長

橋 本 晃

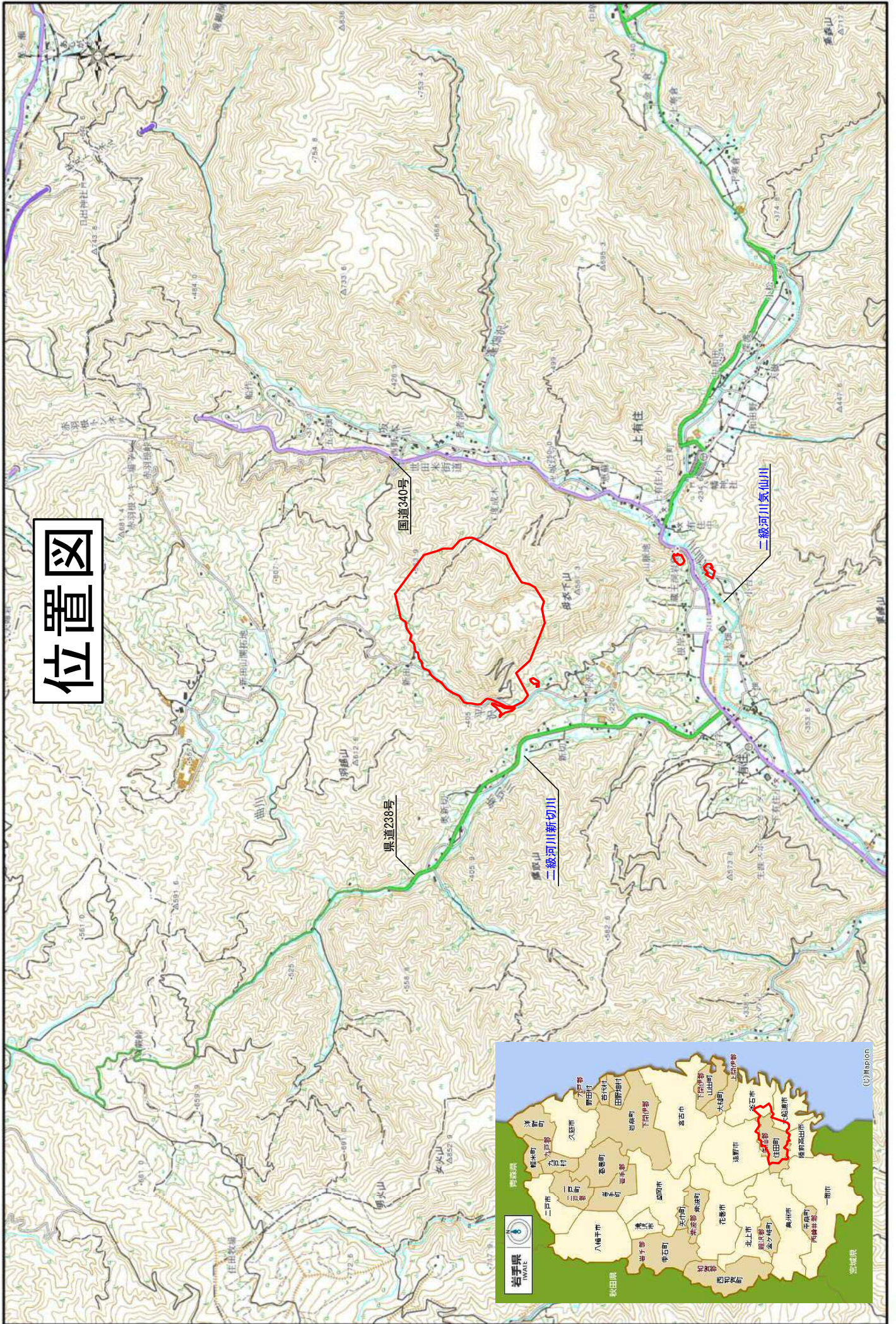




1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.



位置図



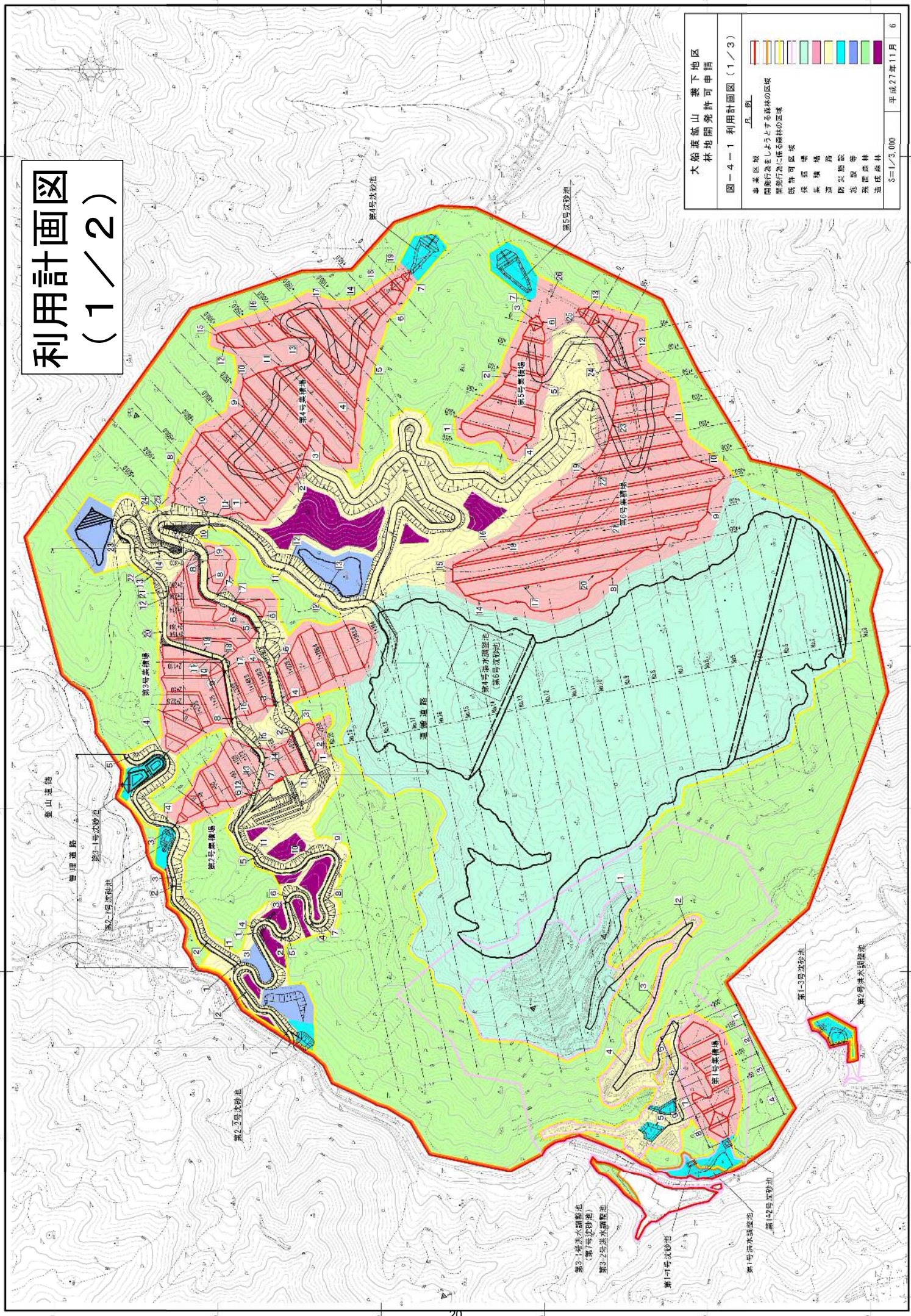
この地図の作成に当たっては、国土地理院院長の承認を得て、図
 解発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。(承認番
 号 平19総経、第186-22366号)

0.0 0.5 1.0 1.5 2.0 Km
 1:50000

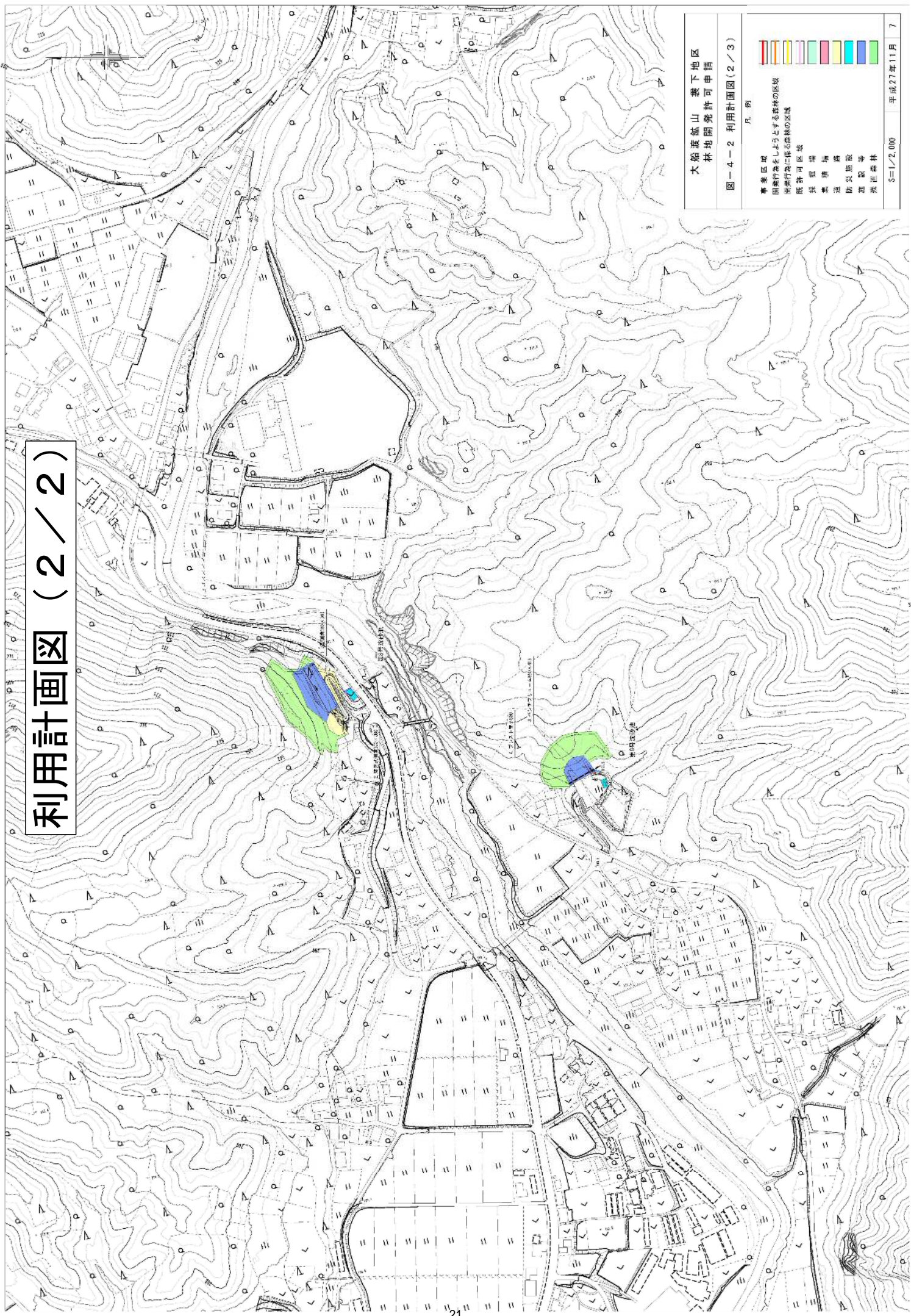
利用計画図 (1/2)

| | |
|------------------------|------------------|
| 大船渡鉱山 麓下地区
林地開発許可申請 | |
| 事業区域 | 凡 別 |
| 開墾行為をしようとする森林の区域 | 開墾行為をしようとする森林の区域 |
| 開墾行為に係る森林の区域 | 開墾行為に係る森林の区域 |
| 既許可区域 | 既許可区域 |
| 保護区域 | 保護区域 |
| 水質汚濁防止区域 | 水質汚濁防止区域 |
| 防災施設等 | 防災施設等 |
| 森林保護林 | 森林保護林 |
| 遊休森林 | 遊休森林 |
| S=1/3,000 | 平成27年11月 6 |

| | |
|------------------|------------------|
| 図-4-1 利用計画図(1/3) | |
| 事業区域 | 凡 別 |
| 開墾行為をしようとする森林の区域 | 開墾行為をしようとする森林の区域 |
| 開墾行為に係る森林の区域 | 開墾行為に係る森林の区域 |
| 既許可区域 | 既許可区域 |
| 保護区域 | 保護区域 |
| 水質汚濁防止区域 | 水質汚濁防止区域 |
| 防災施設等 | 防災施設等 |
| 森林保護林 | 森林保護林 |
| 遊休森林 | 遊休森林 |

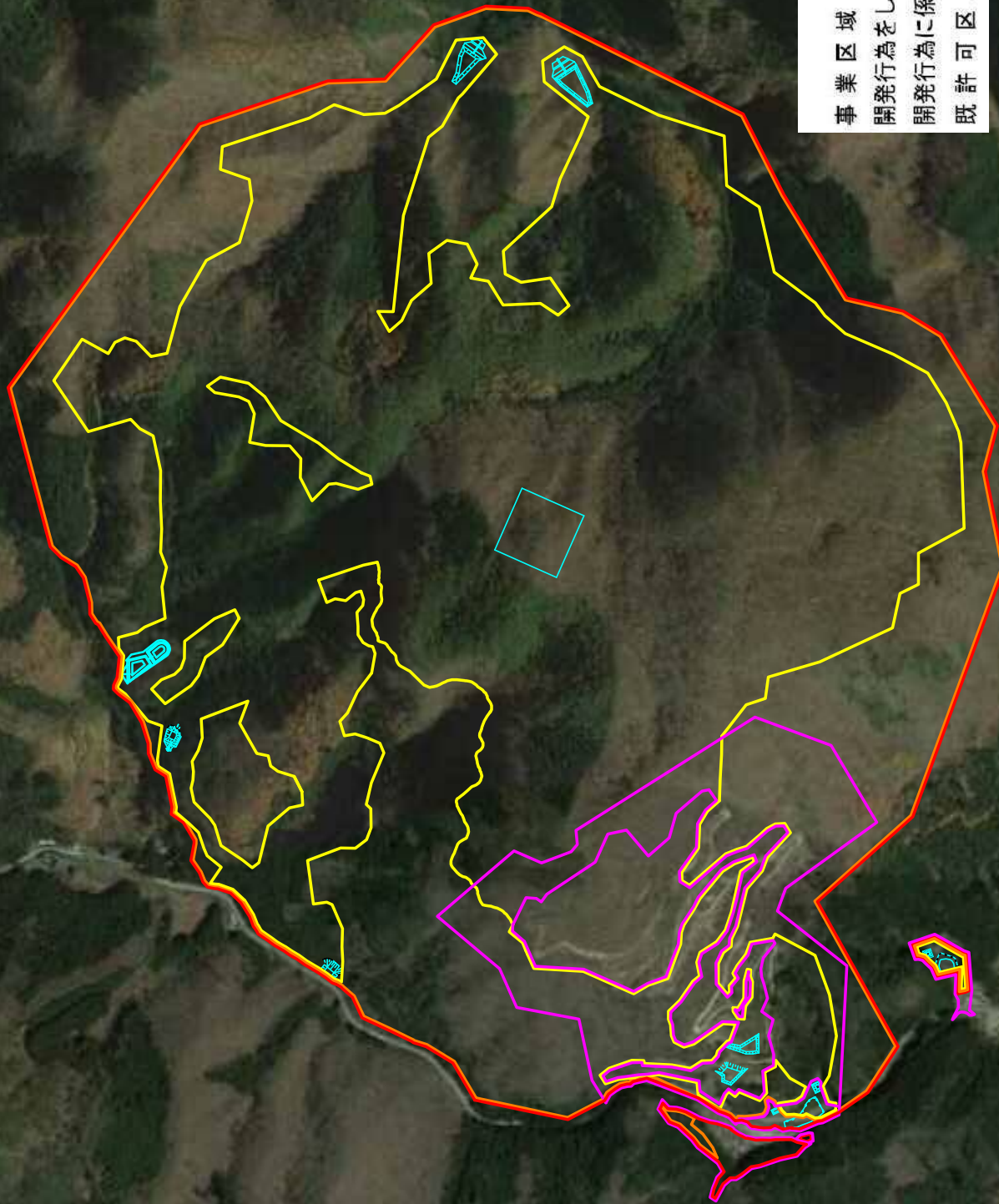


利用計画図 (2/2)



| | |
|------------------------|------------------|
| 大船渡鉱山 養下地区
林地開発許可申請 | |
| 図一4-2 利用計画図(2/3) | |
| 凡例 | |
| | 開発区域 |
| | 開採行為をしようとする森林の区域 |
| | 開採行為に係る森林の区域 |
| | 既許可区域 |
| | 採掘場 |
| | 集塵場 |
| | 貯灰施設 |
| | 選鉱等 |
| | 残置森林 |
| S=1/2,000 | |
| 平成27年11月 7 | |

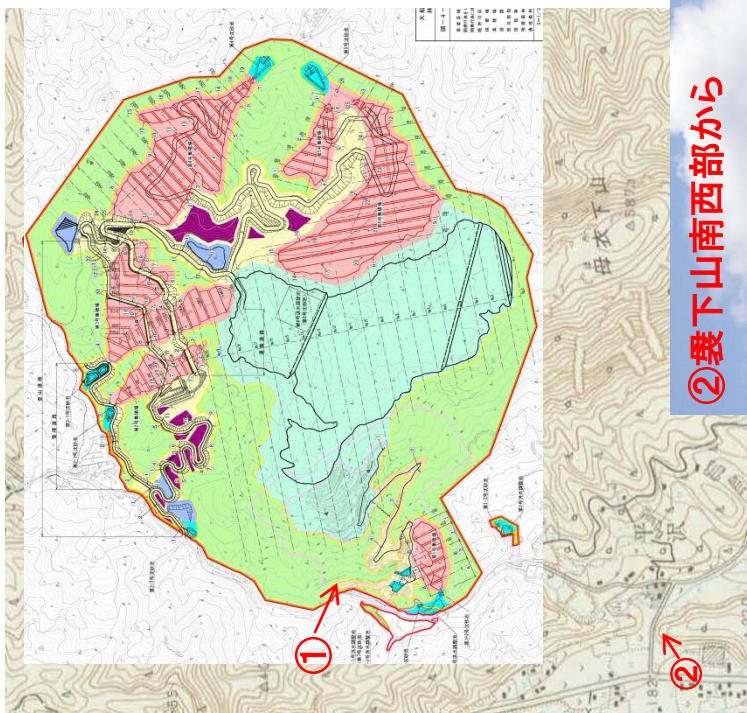
衛星画像



凡例

- 事業区域
- 開発行為をしようとする森林の区域
- 開発行為に係る森林の区域
- 既許区域

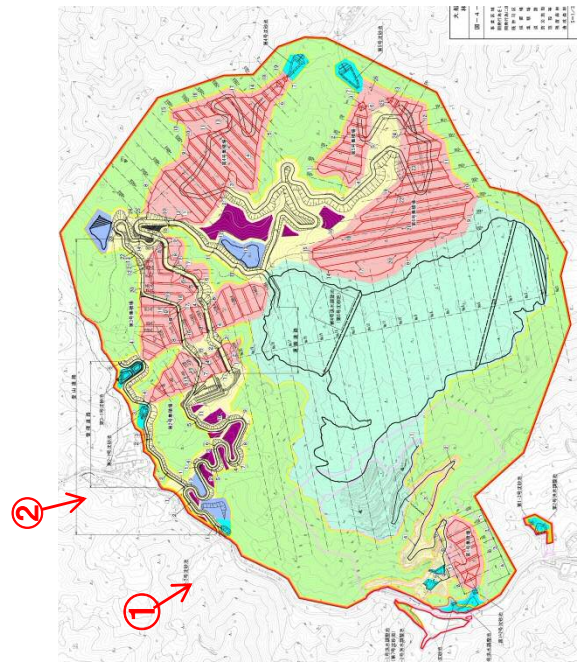
現況写真



② 巖下山南西部から



現況写真



【 審 議 事 項 】

奥州市江刺区田原字横懸地内の土石の採掘に係る林地開発計画
変更許可について

岩手県森林審議会林地保全部会
平成 28 年 6 月 13 日

1 開発計画の概要

(1) 申請概要

| | | | | | | |
|-----------------------|------------------------------------|---------------------------------|---------|---------|---------|------------------------|
| 申請者 | 住所
氏名 | 一関市真柴矢ノ目沢 64 番地 3
株式会社 ユー・エス | | | | |
| 申請場所 | 奥州市江刺区田原字横懸 252-1 ほか 6 筆 | | | | | |
| 申請の目的 | 土石の採掘 | | | | | |
| 計画期間 | 平成 19 年 10 月 2 日から平成 44 年 5 月 31 日 | | | | | |
| 事業費 | 1,326,000 千円 | | | | | |
| 申請面積 | 単位：h a | | | | | |
| | 区分 | 事業区域
面積 | 森林面積の内訳 | | | その他の
面積
(5 条森林外) |
| | | | 開発面積 | 残置面積 | 計 | |
| | 前回(H14)審議会
(第4期許可時) | 23.3870 | 12.3322 | 9.6570 | 21.9892 | 1.3978 |
| | 今期(第5期)
当初許可(H19) | 23.8214 | 15.9747 | 6.4489 | 22.4236 | 1.3978 |
| 今回変更 | 28.1656 | 20.2192 | 6.5486 | 26.7678 | 1.3978 | |
| 前回(H14)審議会
からの累計増減 | 4.7786 | 7.8870 | -3.1084 | 4.7786 | — | |

(2) 事業計画の概要

本件開発行為は、岩石(玄武岩・斑レイ岩)の採取を目的とした土石の採掘事業であり、平成 4 年 1 月に第 1 期の許可を受け、事業継続により平成 19 年 10 月 2 日に第 5 期の許可を受けているものである。

昨期まで年間 10~35 万 m³ の採取量で推移しており、残量が 1~2 年程度の量となったこと、また、区域が窮屈になり、場内道路の南側一部区間が勾配 20%を超えていることから、約 4.2ha の区域拡張を申請し、場内道路勾配を 12%に緩和することでの運搬作業の安全確保、及び復興事業への各種製品の安定供給を図るものである。

2 申請地の現況

| | |
|--------------------|--|
| <p>地形及び林況</p> | <p>申請地は、JR水沢江刺駅より東へ約6.6kmに位置しており、標高が175m～320m、傾斜は15°～25°で平均20°となっている。</p> <p>地質は古生層の玄武岩・斑レイ岩が主体であり、表土は褐色森林土である。</p> <p>今期申請開発区域内の林況は、アカマツ（36～53年生）が全体の50%、その他広葉樹（32～62年生）が50%となっている。</p> <p>また、当区域は岩手県自然環境保全指針によると、保全区分がA～Eの5段階区分の「D」と評価されており、二次的自然環境の中でも比較的人為性が強いと判断される環境を含む地域とされている。</p> |
| <p>周辺の自然・地物の状況</p> | <p>事業区域の西側が国道456号に接するほか、南北及び東側は北上山系の山林に囲まれている。</p> <p>事業区域北西端の農業用ため池からの用排水路が普通河川横懸川に合流する。</p> <p>また、事業区域の周辺は、南側約200m～400mの小峠及び川内地区集落に農地が点在し、北西約300mの大畑地区集落に同じく農地が点在する。それ以外は森林に囲まれる。</p> |
| <p>周辺地域の施設等の状況</p> | <p>事業区域の西側に国道456号が南北に通る。</p> <p>事業区域より半径約200mの範囲には家屋は存在しないが、南側約200m～400mに小峠及び川内地区集落、北西約300mに大畑地区集落があり、北側約300mに畜舎がある。</p> <p>また、国道456号を挟む南西側にEC南部コーポレーション(株)のプラント工場及び事務所が隣接する。</p> <p>周辺の学校等の公共施設は、南側約2.0kmの位置に大田代小学校、田原中学校、西北約3.3kmに田原小学校が存在する。</p> |

3 開発計画及び審査結果

(1) 災害の発生に関する審査

| | |
|-------------|--|
| <p>許可基準</p> | <p>土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。</p> <p>※運用基準</p> <p>(1) 土砂流出、崩壊対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排水施設は、10年確率で想定される雨量強度の流出量の1.2倍以上の流下能力を確保すること。 ・ 土砂流入量の1.2倍以上の土砂貯留容量を確保すること <p>(2) 切土、盛土及び残土の安定対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 切土：勾配$51\sim 73^\circ$（$1:0.3\sim 0.8$）以下（花崗岩、粘板岩）
高さ5mないし10m毎に水平幅1m以上の小段を設置 ・ 盛土：勾配34°（$1:1.5$）以下
高さ5m毎に水平幅1.0m以上の小段を設置 ・ 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置が講ぜられること |
| <p>開発計画</p> | <p>(1) 土砂流出、崩壊対策</p> <p>排水施設は、10年確率で想定される流出量の1.20倍以上の流下能力を有する構造としており、適切に洪水調整池兼沈砂池まで導く計画である。</p> <p>また、洪水調整池兼沈砂池は、開発地から流出する土砂の1.47倍以上の土砂貯留能力を有する構造としており、外部への土砂流出を防ぐ計画である。</p> <p>(2) 切土、盛土及び残土の安定</p> <p>切取法勾配は、岩部は60°（$1:0.6$）以下として、直高15m毎に幅3mの小段を設ける計画となっている。東部のベンチ270mより上部は、岩の風化状況により1段を10m以下としている。</p> <p>土砂部は45°（$1:1.0$）以下とし直高10m毎に幅3mの小段を設ける計画となっている。</p> <p>切取法面は、種子吹付による法面保護工を施工し、不良箇所にはネット等を張ることで雨水等による浸食を防ぐ計画である。</p> <p>また、小段部及び平坦部は1m程度の客土（現場発生表土等）を行い、マツ・ナラ等の苗木の植栽を実施する計画である。</p> <p>発生する土砂は採掘跡地の森林復旧のための客土や場内の埋戻しに利用するため、盛土は発生せず、また、区域外への残土処理も発生しない。</p> |
| <p>審査結果</p> | <p>開発計画は、上記の許可基準を満たしている。</p> |

(2) 水害の発生に関する審査

| | |
|------|--|
| 許可基準 | <p>土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から森林の有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させるおそれがないこと。</p> <p>※運用基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発地下流において、増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での 30 年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。 ・ 洪水調整池からの放流量を下流の許容放流量以下とすること。 ・ 洪水調整必要容量以上の容量を確保すること。 |
| 開発計画 | <p>水害対策</p> <p>開発地から、濁水が流出しないよう、沈砂池兼洪水調整池を設置し 30 年確率の降雨を全て場内に貯留する計画である。</p> |
| 審査結果 | <p>開発計画は、上記の許可基準を満たしている。</p> |

洪水調整池必要容量対照表

| 調整池名 | 必要容量 | 大小 | 設置容量 | 安全率 |
|------------------|----------------------|----|---|------|
| 1号調整池 | 11,002m ³ | < | 11,522m ³ | 1.04 |
| 仮設調整池
(1号+2号) | 11,002m ³ | < | 13,905m ³
(6,876m ³ +7,029m ³) | 1.26 |

)

(3) 水の確保の著しい支障に関する審査

| | |
|------|--|
| 許可基準 | 防災施設の設置計画の内容等から水源の涵養機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。 |
| 開発計画 | 水量確保、水質悪化対策
雨水を放流する際は、混入している土砂を沈砂池兼洪水調整池で沈降させ
たうえで放流する計画である。 |
| 審査結果 | 開発計画は、上記の許可基準を満たしている。 |

(4) 環境の著しい悪化に関する審査

| | |
|------|--|
| 許可基準 | <p>森林によって確保されてきた環境の保全の機能は森林以外のものによって代替されることが困難であることが多いことにかんがみ、開発行為の目的、態様等に応じて残置管理する森林の割合等からみて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。</p> <p>※運用基準</p> <p>① 原則として周辺部に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林を配置すること。</p> <p>② 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽すること。
また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽すること。</p> |
| 開発計画 | <p>森林の残置、騒音・粉じん等の緩和、景観の維持対策</p> <p>森林率は 24.5%の計画である。</p> <p>開発区域の周辺に幅 30m以上の残置森林、造成森林を配置する計画となっている。</p> <p>最終残壁となった箇所から随時、小段等平坦部に 1 m程度の客土を行い、マツ・ナラ等の苗木を 2.0m程度の間隔で植栽する。また、法面上部の表土（軟岩・土砂）部は種子吹付による法面保護工を施工する計画である。</p> |
| 審査結果 | 開発計画は、上記の許可基準を満たしている。 |

4 一般的事項

| | | |
|---------------------------------|---|--|
| 土地
使用
の
権
利
等 | 開発行為に係る森林 | 開発行為に係る森林、残置森林、造成森林は、すべて自社有地である。 |
| | 残置森林又は造成森林 | |
| | その他 | — |
| 資金
計
画 | <p>全体の事業費は 1,326,000 千円を見込んでおり、資金は主として事業の売上により賄う計画となっている。</p> <p>なお、事業費のうち防災施設等の設置工事費、緑化工事費は、15,862 千円を見込んでいる。</p> | |
| 他
法
令
等
の
調
整 | <p>採石法</p> <p>岩石採取計画認可申請：認可済（平成 24 年 5 月 31 日認可済）</p> | |
| 市
町
村
長
の
意
見 | 意見は P 9 のとおり。 | |
| 関
係
機
関
の
意
見 | 意見聴取
機 関 | <p>県庁環境保全課、自然保護課</p> <p>県南広域振興局農政部</p> <p>県南広域振興局土木部</p> <p>県南広域振興局保健福祉環境部</p> <p>奥州市教育委員会</p> |
| | 意 見 | 意見は P 9～10 のとおり。 |
| そ
の
他 | <p>1 隣接地の地権者から、事業実施に係る同意書を取得済。</p> <p>2 岩手県自然環境保全指針に配慮し、自然環境の保全、希少野生動植物の保護に努め、造成森林にはマツ類、ナラ類を植栽する計画である。</p> <p>3 公道取り付け道路、事業区域内道路については、ダンプカー等の運転手に対し、交通安全上の教育及び指導監督に努め、安全を確保する。また接続する国道 456 号については常に清掃を行い、地元住民及び通行者の快適性、交通の安全を図る計画である。</p> <p>4 舘林山頂付近が遺跡（舘林）包蔵地であるが、残置森林により保全される。</p> <p>5 開発に伴う奥州市（江刺市）との協定書は、P 11～14 のとおり。（江刺市長名での締結になっていることについては、奥州市江刺支所生活環境課と協議し、問題がないことを確認済み。）</p> | |

別紙

| 意見聴取先 | 開発規制法等 | 意見 |
|--------------------|--|---|
| 奥州市長 | 市町村における土地利用計画、開発規制等との関連 | (1)当該地は、都市計画区域外になります。
(2)建築物、第一種特定工作物(クラッシュャープラント等)を建設する場合は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可が必要となります。 |
| | 開発協定等との関連 | 特になし |
| | 市町村における地域開発構想等との関連 | 特になし |
| | 地域住民の意向との関連 | 地元の田原振興会や住民等からの意見や要望があった場合には、誠意ある対応をしてください。 |
| | その他 | 景観法第16条第2項の規定に基づく変更届出が必要です。 |
| 岩手県庁
環境保全課 | 国土利用計画法 | <p>今回協議のあった奥州市江刺区田原字横懸252番1外6筆については、土地に関する権利の移転が生じていないことから、国土利用計画法第23条第1項の規定による土地売買等の届出の対象となりません。</p> <p>なお、今後、一定規模以上の土地に対し、所有権移転又は地上権や賃貸借等を設定する際に権利金その他の一時金の授受をする場合は、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要となります。(届出窓口は、奥州市総合企画部政策企画課(電話0197-24-2111(内線417)です。)</p> <p>参考事項：
申請のあった土地は、岩手県土地利用計画上、農業地域、森林地域に属します。
届出が必要な面積は、以下のとおりとなっています。
・市街化区域：2,000㎡
・市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上
・その他の区域：10,000㎡以上</p> |
| 岩手県庁
自然保護課 | 自然公園法
自然環境保全法
岩手県自然環境保全条例
鳥獣保護管理法
県立自然公園条例 | <p>特になし</p> <p>参考事項：
○岩手県自然環境保全指針
開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がDと評価されているので、事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮すること。</p> <p>○岩手県希少野生動植物の保護に関する条例
開発行為地内に希少野生動植物が生息・生育している可能性があることから、十分な調査を行うとともに、生息・生育が確認された場合は、適切な保護・保全措置を講じてほしい。</p> |
| 県南広域
振興局
農政部 | 農業振興地域整備の整備に関する法律 | 事業計画地は農用地区域外であり、農振法に基づく開発許可の申請手続きは不要。 |
| | 農地法 | 事業計画地は現況が非農地であり、農地法に基づく転用許可の申請手続きは不要。 |

| 意見聴取先 | 開発規制法等 | 意見 |
|----------------------------|---------------------|---|
| 県南広域
振興局
土木部 | 砂防区域（砂防法） | 土石流危険溪流に準ずるエリアではあるが、既に一部開発済みの為、特に規制及び意見等は無し。 |
| | 道路区域（道路法） | 今回開発する範囲で、残置森林が道路区域に隣接しているのみの為、特に規制は無し。
ただし、土石採掘場に入出入りする車両が、国道へ土砂を落下及び引きずらない様に対策する事。なお、国道を汚した場合は清掃する事。 |
| 県南広域
振興局
保健福祉
環境部 | 自然公園法 | 特になし |
| | 自然公園条例 | 特になし |
| | 自然環境保全法 | 特になし |
| | 自然環境保全指針 | 植生や動植物の生息・生育環境の改変は原則として避け、事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期すること。（保全区分D） |
| | 岩手県自然環境保全条例 | 特になし |
| | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 | 特になし |
| | 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 | 確認されている希少動植物（哺乳類1種、淡水産貝類1種）があるので、事業区域の現地調査を行い、当該動植物の生息・生息地について把握するとともに、それらの保護に万全の対策を講ずること。 |
| | 水質汚濁防止法 | 特になし |
| | 大気汚染防止法 | 特になし |
| | 土壌汚染対策法 | 当該行為を行うにあたって、以下1～3のいずれかに該当する場合、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、法第4条第1項に基づく届出を都道府県知事あて行う必要があること。
1 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
2 土壌の飛散又は流出に伴う土地の形質の変更を行うこと。
3 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。 |
| | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 特になし |
| 循環型社会の形成に関する条例 | 特になし | |
| 岩手県環境評価条例 | 特になし | |
| 奥州市
教育委員会
歴史遺産課 | 文化財保護法 | 計画区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地（以下、「遺跡」）が所在しております。
工事着手前に、文化財保護法第93条に基づく遺跡の発掘届の提出が必要です。

参考事項
遺跡名：矢立遺跡（中世の遺跡）
平成19年9月18日付けで発掘届が提出されておりますが、計画変更に伴い新たな届出が必要です。 |

別紙1（許可要領様式第8号－1 関連）

許 可 条 件

以下の条件に従って開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがある。

- 1 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- 2 調整池、沈砂池及び水路等の防災施設の設置を先行して行い、開発行為は下流に対する安全を確認したうえで行うこと。
- 3 許可した区域を越えて開発することのないように、開発行為に係る森林区域等をポール等により位置を明確にし、県の担当職員の確認を受けたうえで開発行為に着手すること。
- 4 開発行為の施行中において災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合は、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに、所轄広域振興局長に届け出ること。
- 5 県の担当職員が開発行為の施行状況に関する調査及び施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 6 施行状況について、毎年5月末日現在の進捗状況をそれぞれ6月10日までに所轄広域振興局長等に報告すること。
- 7 許可した開発計画の内容を変更する場合において、①開発行為に係る森林面積を20パーセント以上又は1ヘクタール以上増加させようとする場合、②林地開発許可技術基準に記載の残置森林率又は森林率の割合を下回る変更をしようとする場合、③重要な防災施設を廃止し、又はその構造を著しく変更しようとする場合、④開発目的を変更しようとする場合、には開発行為の計画を変更する前に林地開発計画変更許可申請書を提出し、知事の許可を受けること。添付資料等は林地開発許可申請書の場合と同じである。
- 8 7に規定する事項以外の開発行為の計画を変更する場合は、変更後の開発行為に着手する前に林地開発計画変更届出書を提出すること。
- 9 「岩手県林地開発許可制度実施要綱」を遵守するとともに、所要の届出等の手続きを遅滞なく行うこと。
- 10 養豚場や養鶏場等の造成である工場・事業場の設置又は住宅団地の造成等の林地開発許可申請において、完了確認前に開発行為の目的となる営業行為等は行わないこと。
- 11 開発行為は、許可の日から起算して1年以内に着手すること。
- 12 完成後に外部からの確認が難しくなる工事の施工状況等については、形状、寸法、施行状況が確認できる写真及び材料購入伝票等の資料を作成すること。（別紙2「現場写真撮影要領」を参照）

別紙2（許可要領様式第8号－1 関連）

現場写真撮影要領

1 撮影の趣旨

撮影は、工事完了後外部からの確認が難しくなる工事の施工状況等について、後日確認するための資料とすることを目的として行うものである。

2 撮影方法

(1)次に掲げる工事の施工状況及び形状寸法について撮影すること。

- ・ 工事完了後、確認が難しくなる防災施設工事
- ・ その他関連工事

(2)撮影の際は、被写体にテープ、ポール等を当て、寸法が明確に読み取れるようにし、次の事項を記入した黒板等を写しこむこと。

- ①工事名
- ②工種
- ③撮影年月日
- ④設計寸法
- ⑤実測寸法
- ⑥略図

(3)写真は、工種毎に施工順序に従ってアルバム等に添付し、完了確認調査時までには整理すること。

公害防止協定書

岩手県 江 刺 市
株 式 会 社 ユ ー ・ エ ス

公 害 防 止 協 定 書

岩手県江刺市（以下「甲」という。）と株式会社ユー・エス（以下「乙」という。）とは、江刺市田原字横野地内における乙の事業による公害の発生を防止するため、次のとおり協定を締結する。

（基本事項）

第1条 乙は、岩石採取事業による公害の発生を防止し、地域住民の健康の保持と生活環境及び森林保全をはかるため、公害関係法令、岩手県公害防止条例を遵守するとともに、公害防止関係施設整備を適切かつ十分に実施しその維持管理にあたっては、機能を十分に発揮できるよう細心の注意を払い公害防止対策を積極的に推進するものとする。

2 乙は、当該事業目的に関すること以外には事業用地を使用しないものとする。

（細目協定）

第2条 甲と乙は、事業場の公害防止対策として、次の項目について細目協定を締結し、厳実に実施しなければならない。

- (1) 大気汚染防止対策
- (2) 水質汚濁防止対策
- (3) 騒音防止対策
- (4) 飛石防止対策
- (5) その他必要な事項
(報告及び調査)

第3条 甲は、乙に対して公害防止のため必要な事項について報告を求め、また、この協定の実施に必要な限度において事業場内に立ち入り、公害防止のため必要な調査をすることができるとし、乙はこれに積極的に協力するものとする。

（違反時の措置）

第4条 甲は、乙がこの協定に違反したときは、直ちに改善措置をとるべきことを指示するものとする。

2 前項の措置によっても違反事実が継続していると甲が認めるときは、甲は乙に対して違反状態が解消されるまでの間、当該違反にかかる施設等の事業の一部若しくは全部の一時停止を指示し、乙はこれに従わなければならない。

（損害賠償）

第5条 事業場または事業場周辺において公害が発生し、甲または第三者に損害が生じその原因が甲及び乙の調査の結果、乙の責に帰すると認められるときは、乙は誠意をもって被害者に対しその損害を賠償するものとする。

2 甲は、前項の場合において、損害賠償に関し当事者から幹旋等の要請があったときは、必要な協力をするものとする。
(施設の増設等)

第6条 乙は、施設の設置、増設、構造等重要な変更を加えようとするときは、事前に甲と協議し文書で甲に報告するものとする。

公害防止に関する細目協定

岩手県江刺市（以下「甲」という。）と株式会社ユー・エス（以下「乙」という。）との間で締結した公害防止協定第2条の規定により、次のとおり細目協定を締結する。

（大気汚染防止対策）

第1条 乙は、破砕及びふるい分け工程等において発生する粉じんの飛散を防止するため、散水施設等有効な措置を講ずるものとする。

2 乙は、車両の運行により泥土が路上において粉じん飛散の原因とならないよう、常に構内通路の整備に努め、公道路面上に泥土を飛散させた場合は速やかに清掃を行なうものとする。

（水質汚濁防止対策）

第2条 乙は、事業区域内から流出する汚濁水が、直接河川に流出しないよう排水溝を敷き、沈砂池で浄化し放流するものとする。

2 沈砂池から放流する排水の水質基準は、次のとおりとする。

| 規制項目 | 排水基準 |
|------------------|---------------------------|
| 水素イオン濃度 (pH) | 6.0~8.4 |
| 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 1.10 mg/l (日間平均9.0 mg/l) |
| 浮遊物質質量 (SS) | 1.40 mg/l (日間平均1.20 mg/l) |

| 測定項目 | 測定方法 | 測定方法 |
|-------|-----------------------------------|------|
| ・測定項目 | 上記のとおりとする。 | |
| ・検定方法 | 排水基準を定める総理府令第2条の環境庁長官が定める方法により行う。 | |
| ・採水 | 事業場の排水口とし、事業場内中とする。 | |
| ・測定日 | 年2回以上とする。 | |
| ・報告 | 測定した月の翌月末までに測定値を甲に報告するものとする。 | |

3 乙は、排水の土砂が河川に堆積しない様万全の措置を講ずるものとし、万一堆積した場合は、速やかにこれを除去するものとする。

（騒音防止対策）

| 時間 | 区分 | 規制基準 |
|-------------------|----|------|
| 昼間 (午前8時から午後6時まで) | | 70dB |
| 朝夕 (午後6時から午前8時まで) | | 65dB |

第3条 事業場敷地境界線上における騒音の規制基準は、次のとおりとする。

第4条 乙は、ダイナマイト等による爆破作業を行なうときは、周辺地域並びに住民の安全を確認するとともに、最も影響の少ない方法及び時間帯で行なうものとし、併せて飛石の防止に万全の措置を講ずるものとする。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項が生じたとき、この協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（公害防止対策等の改善）

第8条 この協定締結後、公害関係法令、公害防止条例が改正されたとき、または公害防止対策の改善のため、甲、乙いずれか一方から申し入れがあった場合、甲、乙協議のうえこの協定を改定することができる。

（協定遵守）

第9条 この協定書に定める規定は、甲、乙ともに誠意をもって遵守することを締約する。（前協定の廃止）

第10条 この協定締結に伴い、平成6年2月11日付けで甲と高嘉建設株式会社とが締結した「公害防止協定書」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙において記名押印のうえ各1通を保有する。

平成10年7月6日

甲 岩手県江刺市 代表者 江刺市長 及 川

乙 岩手県巻井郡川崎村薄衣字諏訪前10 株式会社ユー・エス 代表取締役 佐々木 邦 夫



2 乙は、前項の対策を行なっても、なお飛石が発生し又は発生する恐れが生じた場合、あるいは周辺住民から苦情等があった場合は、直ちに爆破作業を中止し、誠意を持って必要な措置を講ずるとともに甲及び関係行政機関に届出し、その指示に従うものとする。

(交通安全対策)

第5条 乙は、ダンプカー等の運転手に対して交通安全上の教育及び指導監督に努めなければならない。

(森林保全、環境美化)

第6条 乙は、開路によって残存する森林を善良に維持管理するとともに、すすんで事業場区域内の緑化など環境美化に努めるものとする。

(監視と報告)

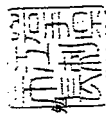
第7条 乙は、公署防止対策を積極的に実施するため、事業場内に公署担当者を置き、常時監視を行うとともに、施設の補修、点検、維持管理にあたらせるものとする。

2 乙は、細目協定第2条第2項に定める3項目の規制項目について、その検査記録を年に2回甲に報告するものとする。

この細目協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において記名押印のうえ各1通を保有する。

平成10年7月6日

甲 岩手県 江刺市
代表者 江刺市長 及 川



乙 岩手県東磐井郡川崎村藤衣字諏訪前10

株式会社ユー・エス

代表取締役 佐々木 邦 夫



残置森林に関する協定書 (変更)

平成 24 年 4 月 26 日

奥州市長 小沢 昌記 様

岩手県一関市真柴字矢ノ目沢 64 番地 3
株式会社 ユー・エス
代表取締役 佐々木 邦夫

森林法第 10 条の 2 の規定に基づき林地開業行為において、残置する森林等を善良に維持管理することに関し、奥州市 (以下「甲」という。) と株式会社ユー・エス (以下「乙」という。) とは、先の協定書(奥江農第 221 号、平成 19 年 6 月 12 日)を下記のとおりに変更して協定する。

(開発行為の内容)

1. 開発行為に係る森林の所在場所・面積

場所

奥州市江刺区田原字横懸

252-1、252-2、252-7、252-8、248-11、248-19・・・(7筆)

奥州市江刺区田原字小峠

168-1、170-1・・・(2筆)

面積

| | | |
|-----------|------------|------------|
| 開発行為に係る面積 | 20.1028 ha | 16.6647 ha |
| 残置森林面積 | 6.6652 ha | 5.7589 ha |
| 専業区城面積 | 28.1654 ha | 22.4236 ha |

2. 開発の目的

採石法に基づく岩石採取・採石

3. 開発行為をしようとする区域及び残置森林等の区域

別紙計画図書通り

開発行為の期間

本事業計画が終了するまで。

残置森林の保存

5. 残置森林は、計画書通り確保し、保育に努める。

(地域森林計画の遵守)

6. 残置森林等が地域森林計画の対象となる場合は、乙は、その計画に即した施業を行なうものとする。

(造林の実施)

7. 残置森林等のうち、補植または、改植を必要とする箇所には、乙は、甲と協議のうえ現地に適合した樹種を適期に植栽するものとする。

(保育の実施)

8. 残置森林等のうち、造成した森林又は緑地については、乙は、活着するまでの間、散水等の処置を講ずるものとする。

また、甲又は乙が、下刈、除伐、間伐、施肥等を必要と認められた箇所については、乙は甲と協議のうえ適切な保育作業を行い、森林の有する機能の増大をはかるものとする。

(協定事項の承継)

9. 残置森林等の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、この協定事項を当該権利者に承継するものとする。

(協定の変更)

10. この協定に定めるもののうち、世相等の変化により、協定の変更が必要になった場合には甲、乙は協議のうえ措置するものとする。

(協定以外の事項の処理)

11. この協定書に定めのない事項に関しては甲、乙が協議のうえ処理するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書 2 通を作成し甲、乙が記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 4 月 26 日

甲 岩手県奥州市水沢区大手町一丁目 1 番

奥州市

奥州市長 小沢 昌記

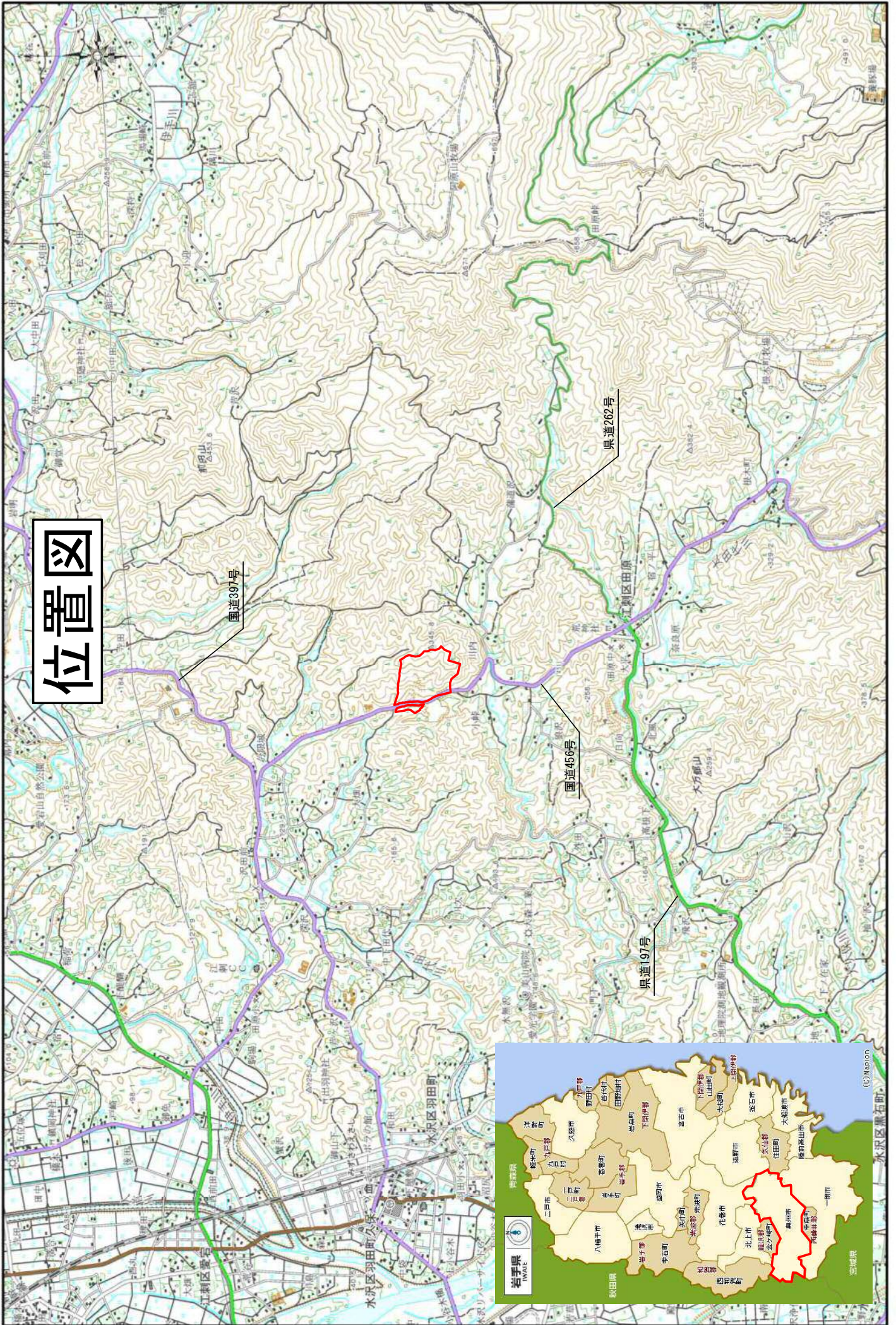


乙 岩手県一関市真柴字矢ノ目沢 64 番地 3

株式会社 ユー・エス

代表取締役 佐々木 邦夫





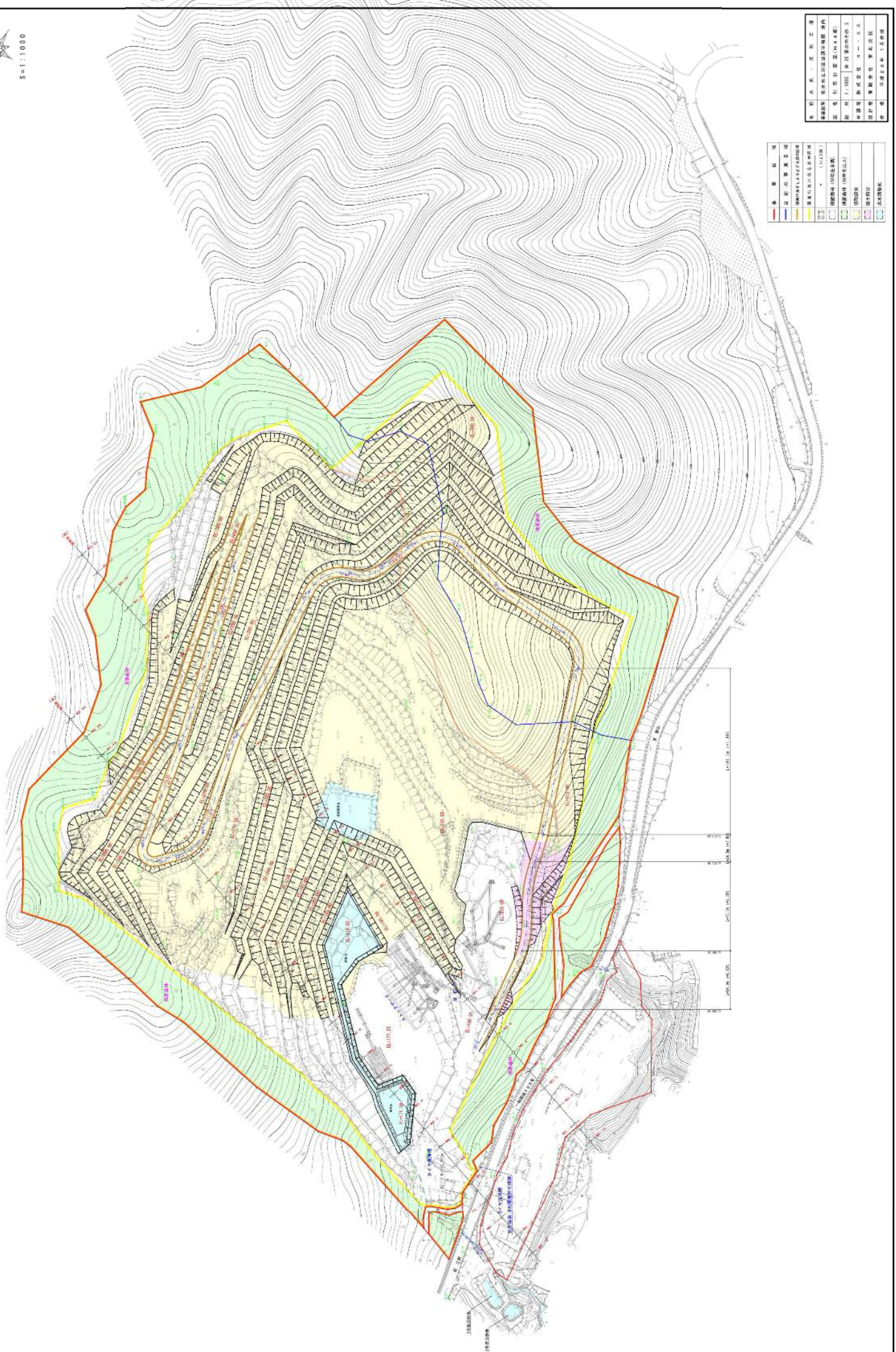
位置図

この地図の作成に当たっては、国土地理院院長の承認を得て、図
 解発行の2万5千分の1地形図を（使用したものである。（承認番
 号 平19総建、第186-22366号）

0.0 0.5 1.0 1.5 2.0 km
 1:50000

利用区域图

比例尺 1:1000



| 图例 | 说明 |
|-----------------|------|
| [Green Area] | 绿地 |
| [Yellow Area] | 住宅区 |
| [Orange Area] | 其他用地 |
| [Black Outline] | 建筑物 |
| [Blue Line] | 道路 |
| [Red Line] | 边界线 |
| [Grey Area] | 现状地形 |

| 图例 | 说明 |
|-----------------|------|
| [Green Area] | 绿地 |
| [Yellow Area] | 住宅区 |
| [Orange Area] | 其他用地 |
| [Black Outline] | 建筑物 |
| [Blue Line] | 道路 |
| [Red Line] | 边界线 |
| [Grey Area] | 现状地形 |

衛星画像

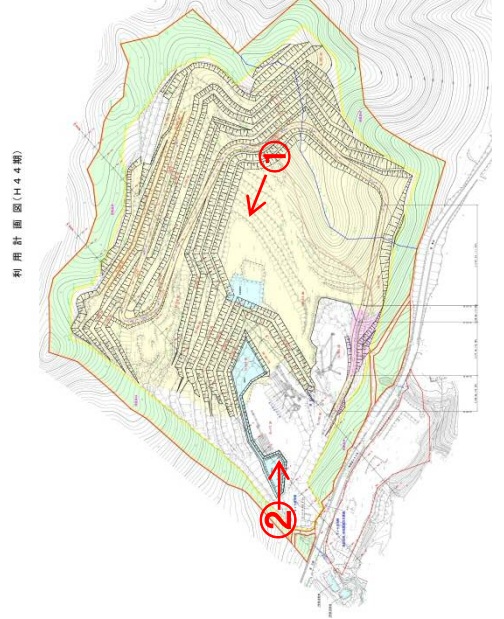


H15.12月許可

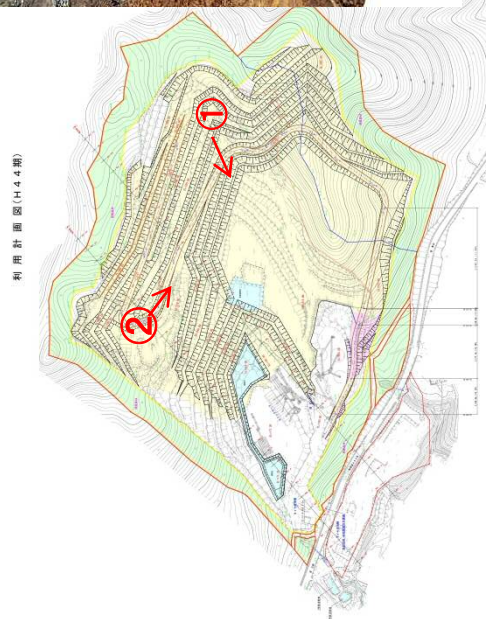
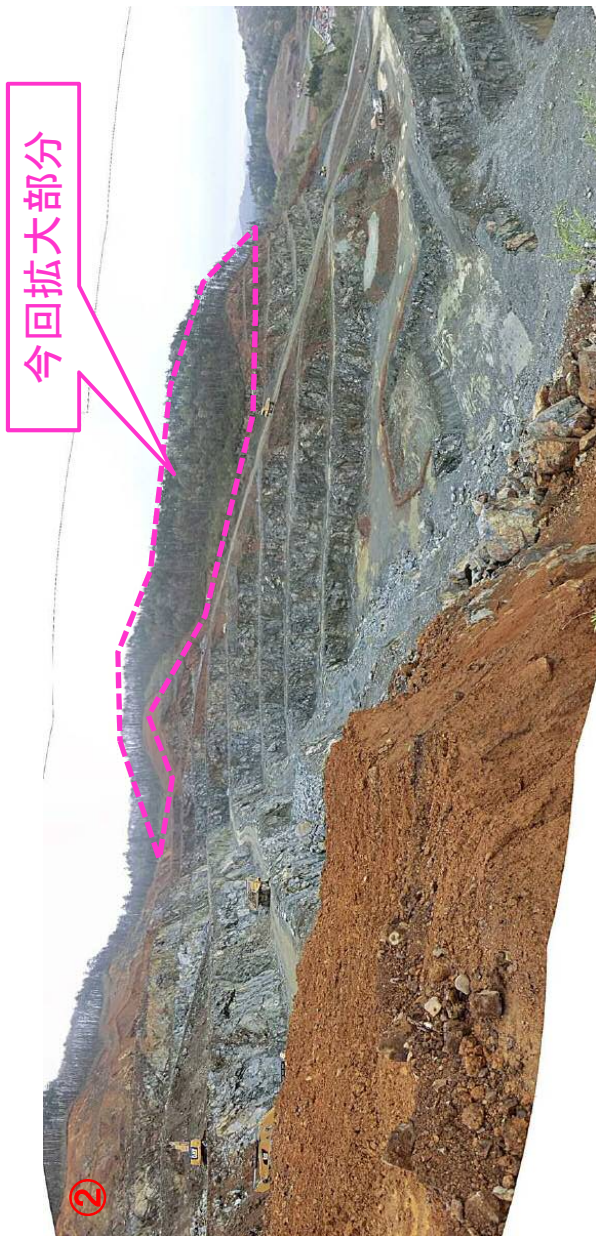
土石の採掘（別事業者）

| 事業区域 | 事業区域 | 事業区域 | 事業区域 |
|---|---|---|---|
|  |  |  |  |
| 事業区域 | 当初の事業区域 | 開発行為をしようとする森林区域 | 開発行為に係る森林区域 |

現況写真



現況写真



森林法（抜粋）

（開発行為の許可）

第 10 条の 2 地域森林計画の対象となっている民有林（第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林並びに第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する「災害の防止」の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

一の二 当該開発行為をする森林の現に有する「水害の防止」の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する「水源のかん養」の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する「環境の保全」の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4 第一項の許可には、条件を附することができる。

5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

6 都道府県知事は、第 1 項の許可をしようとするときは、「都道府県森林審議会」及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

林地開発許可制度の概要

1 林地開発許可制度の創設について

森林は木材を供給するばかりでなく、土砂崩れや水害などの災害を防いだり、澄んだ水や空気を供給し、また人々に憩いと安らぎの場を提供してくれるなど、さまざまな働きをもっており、私たちの生活にとってなくてはならない重要な役割を果たしております。

一方で、経済社会の発展のためには工場や事業用地、住宅地、公共施設用地などの確保が必要であり、国土の狭いわが国においては、森林を含め適正な土地の利用開発が図られる必要があります。

しかしながら、昭和 30 年代以降の経済の高度成長と都市化の進展に伴い、森林を対象とする開発行為も急激に増加し、各地で開発に起因する土砂流出等による災害や、環境破壊などの問題が多発し大きな社会問題となりました。

森林については、従来から保安林制度等により特に公益的機能の高い森林についてその保全と整備が図られてきましたが、このような一部区域を対象とした規制では、これら諸問題に対し十分対応できないことから、保安林以外の森林についても一定の開発規制を設けることが検討されました。

こうして、森林の適正な保全と秩序ある開発を確保することを目的に、昭和 49 年 10 月 31 日の森林法の一部改正により「林地開発許可制度」が創設され、森林において開発行為をしようとするときは、あらかじめ知事の許可が必要と定められました。

2 林地開発許可制度のあらまし

(1) 許可が必要な区域（森林法第 10 条の 2 第 1 項）

林地開発許可を必要とする区域は、森林法第 5 条により知事が立てる地域森林計画の対象となっている民有林です。ただし、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域は除かれます。

なお、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域内で行う開発行為については、別の手続きが必要です。

(2) 許可が必要な開発行為（森林法第 10 条の 2 第 1 項、同法施行令第 2 条の 3）

林地開発許可を必要とする開発行為は、「土石の採掘、開墾のほか土地の形質を変更する行為」で、以下のものをいいます。

ア 道路だけを作る場合は、幅員 3m を超えかつその面積が 1ha を超えるもの

イ その他の場合は、その面積が 1ha を超えるもの

なお、イのその他の場合を例示すれば、次のような行為があります。

① 土石の採掘（砂、砂利、転石の採取を含む。）

② 鉱物の採掘

③ 宅地の造成

④ 土砂捨てその他物件の堆積

⑤ 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築

⑥ 土壌の理学的及び科学的性質を変更する行為、植生に影響を及ぼす行為

(3) 許可の基準（森林法第10条の2第2項）

開発行為が次の4つの要件のいずれにも当てはまらない場合に許可されることとなります。

ア 災害の防止

森林のもつ災害防止のはたらきが開発することによって失われ、周辺の地域に土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

イ 水害の防止

森林の持つ水害防止のはたらきが開発することによって失われ、その機能に依存する地域に水害を発生させるおそれがあること。

ウ 水の確保

森林の持つ水源かん養のはたらきが開発することによって失われ、その機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

エ 環境の保全

森林の持つ環境保全のはたらきが開発することによって失われ、周辺の地域の環境を著しく悪化させるおそれがあること。

(4) 許可制度の適用のない開発行為（森林法第10条の2第1項）

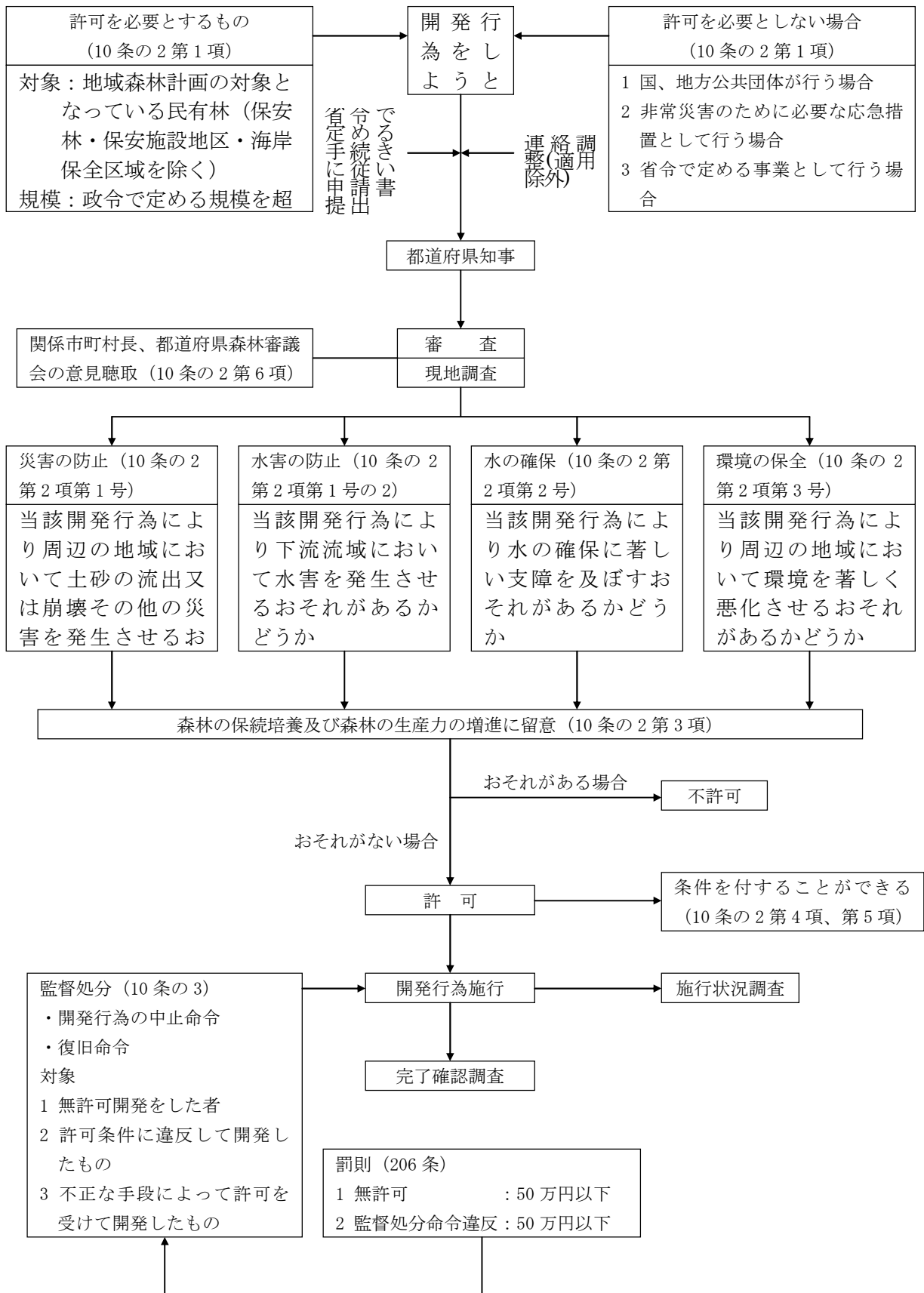
以下のような開発行為の場合は、林地開発許可制度は適用されませんが、ア及びウの場合には本制度の趣旨に沿った開発が行われるよう、あらかじめ知事と連絡調整（協議）を行う必要があります。

ア 国又は地方公共団体が行う場合

イ 火災、風害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合

ウ 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行う場合

3 林地開発許可制度の体系図



岩手県森林審議会林地保全部会運営規程

(平成4年8月24日森土第622号)

(平成14年6月12日森第290号)

(平成15年2月24日森第1270号)

(平成16年3月30日森第1618号)

(平成27年2月17日森保第1416号)

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県森林審議会運営規程（昭和26年10月26日制定）第6条の規定に基づき、林地保全部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、森林審議会所掌事務のうち次のものを分掌する。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2に基づき岩手県知事が行う林地開発許可について、意見を述べること。
- (2) 森林法第26条の2に基づく保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）に関すること。
- (3) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第4項に基づき岩手県知事が行う同項第4号に掲げる行為に係る設備整備計画の同意について、意見を述べること。

(会議)

第3条 部会は、岩手県森林審議会会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長を務める。
- 3 会議は、部会委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決する。

(委員以外の者の出席)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第5条 部会長は、部会における審議の結果を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、岩手県農林水産部森林保全課において処理する。

附 則

この規程は、平成4年8月24日から施行する。

この規程は、平成14年6月12日から施行する。

この規定は、平成15年2月24日から施行する。

この規定は、平成16年3月30日から施行する。

この規定は、平成27年2月17日から施行する。

岩手県森林審議会林地保全部会の分掌事務

最終改正：平成27年2月17日

- 1 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定に基づき知事が行う10ヘクタール以上の開発行為の許可に関すること。

具体的諮問基準

- ①開発行為に係る森林面積が**10ヘクタール以上**のもの（一体とみなされる開発予定地において、既許可地と申請地の開発行為に係る森林面積の合計が10ヘクタール以上となるものを含む。）
 - ②森林審議会の個別審議を経て許可した林地開発に係る変更で、開発行為に係る森林面積が5ヘクタール以上増加するもの（**森林審議会の個別審議を経た許可以降の変更の累計が5ヘクタール以上**に及ぶものを含む。）
 - ③その他知事が特に必要と認めるもの
- 2 森林法第26条の規定に基づく1ヘクタール以上の保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）に関すること。
 - 3 森林法第26条の規定に基づく1ヘクタール未満の保安林の転用に係る解除（国又は地方公共団体が行うものを除く。）のうち次の各号の1に該当する事項に関すること。
 - ①ゴルフ場、別荘地又はレジャー施設に係るもの
 - ②土石採取に係るもの
 - ③宅地造成に係るもの
 - ④工場又は事業所及びその関連施設に係るもの
 - 4 森林法第26条の規定に基づく保安林の転用に係る解除（国又は県が行うものを除く。）のうち前2、3以外で国土、環境等の保全上特に支障があると認められる事項に関すること。
 - 5 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第4項の規定に基づき知事が行う10ヘクタール以上の開発行為の設備整備計画の同意に関すること。

具体的諮問基準

- ①開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上のもの（一体とみなされる開発予定地において、既同意地と設備整備計画の同意を求められた開発行為に係る森林面積の合計が10ヘクタール以上となるものを含む。）
- ②森林審議会の個別審議を経て同意した設備整備計画に係る変更で、開発行為に係る森林面積が5ヘクタール以上増加するもの（**森林審議会の個別審議を経た許可以降の変更の累計が5ヘクタール以上**に及ぶものを含む。）
- ③その他知事が特に必要と認めるもの